

## 三井住友信託銀行株式会社が実施する DIC 株式会社に対する ポジティブ・インパクト評価に係る第三者意見

株式会社日本格付研究所（JCR）は、三井住友信託銀行株式会社が DIC 株式会社を実施するポジティブ・インパクト評価に対し、第三者意見書を提出しました。

### <要約>

本第三者意見は、三井住友信託銀行株式会社が DIC 株式会社を実施するポジティブ・インパクト評価（本 PI 評価）に対して、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した PIF 原則及び資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク（モデル・フレームワーク）への適合性を確認したものである。株式会社日本格付研究所（JCR）は、PIF 第 4 原則で推奨されている評価の透明性及び客観性確保のため、独立した第三者機関として、(1)本 PI 評価の合理性及び本 PI 評価に基づくファイナンスのインパクト、並びに(2)三井住友信託銀行の PIF 評価フレームワーク及び本 PI 評価の PIF 原則に対する準拠性について確認を行った。なお、本第三者意見は 2023 年 3 月 31 日付の本 PI 評価を対象としており、有効期限は本 PI 評価に準じる。

#### (1)本 PI 評価の合理性及び本 PI 評価に基づくファイナンスのインパクト

DIC は、「パッケージング&グラフィック」、「カラー&ディスプレイ」、「ファンクショナルプロダクツ」事業をグローバルに展開する、印刷インキの世界トップメーカーである。同社は、「パーパスドリブンな経営」を推進するため、2022 年 2 月に経営ビジョンを「彩りと快適を提供し、人と地球の未来をより良いものに - Color & Comfort -」と再定義した。同時に、当該ビジョンの実現に向けて、「進化した“Color & Comfort”の価値提供を通じて、株主利益を包摂する社会的利益を追求し、長期的な企業価値の向上を目指す」ことを基本方針とする、長期経営計画「DIC Vision 2030」を策定した。当該計画では、貢献する社会を「グリーン社会」、「デジタル社会」、「QOL 社会」としたうえで同社の強みを活かせる 5 つの重点事業領域を定め、「社会の持続的繁栄に貢献する事業ポートフォリオを構築」するとともに、「地球環境と社会のサステナビリティ実現に貢献」することを目指している。

DIC は、「DIC Vision 2030」の策定を踏まえ、中長期で同社のパフォーマンスに大きな影響を与え得る「重要課題（マテリアリティ）」を特定しており、今後それらに対して改めて KPI を設定する考えである。また、「サステナビリティ基本方針」の下、「基幹的なテーマ」、「基幹～差別化テーマ」、「独自性を発揮するテーマ」からなる 13 の「サステナビリティ・テーマ」を設け、それぞれ「中期方針」と年度ごとの「DIC グループサステナビリティ活動計画」を作成し、テーマごとに PDCA を回しながら取り組みを進めている。同社社長が委員長を務める「サステナビリティ委員会」では、各テーマの進捗状況が定期的に報告されるほか、サステナビリティ推進に係る方針・計画の立案をはじめ、サステナビリティに係る重要事項の審議が行われ、審議内容及び結果は

取締役会に報告されている。

本 PI 評価では、DIC の事業活動全体に対する包括的分析が行われた。同社のサステナビリティ活動も踏まえ、インパクト領域につき特定のうえ「①社会の持続的繁栄に貢献する価値の創出」、「②カーボンニュートラル社会の実現」、「③資源循環型社会の創出」、「④人的資本価値の最大化」、「⑤保安防災と労働安全衛生及び化学品・製品安全の推進」の 5 項目のインパクトが選定された。そして、各インパクトに対して KPI が設定された。インパクト①～⑤は、主として同社のマテリアリティに係るものであり、インパクト①は同社の強みを発揮し社会課題の解決に貢献する「サステナブル製品」の拡大、インパクト②は CO<sub>2</sub> 排出量の削減、インパクト③は産業廃棄物の削減をはじめとするサーキュラーエコノミーへの対応推進、インパクト④は女性管理職比率や男性社員育児休業取得率の向上、インパクト⑤は無事故無災害等を目指したレスポンシブル・ケアの推進である。今後、これら 5 項目のインパクトに係る上記 KPI 等に対して、モニタリングが実施される予定である。

JCR は、本 PI 評価における包括的分析及びインパクト特定の内容について、モデル・フレームワークに示された項目に沿って確認した結果、適切な分析がなされていると評価している。また、本 PI 評価の KPI に基づくインパクトについて、PIF 原則に例示された評価基準に沿って確認した結果、多様性・有効性・効率性・追加性が期待されると評価している。当該 KPI は、上記のインパクト特定及び DIC のサステナビリティ活動の内容に照らしても適切である。さらに、本 PI 評価におけるモニタリング方針について、本 PI 評価のインパクト特定及び KPI の内容に照らして適切であると評価している。従って JCR は、本 PI 評価において、持続可能な開発目標 (SDGs) に係る三側面 (環境・社会・経済) を捉えるモデル・フレームワークの包括的インパクト分析 (インパクトの特定・評価・モニタリング) が、十分に活用されていると評価している。

## (2)三井住友信託銀行の PIF 評価フレームワーク及び本 PI 評価の PIF 原則に対する準拠性

JCR は、三井住友信託銀行の PIF 商品組成に係るプロセス、手法及び社内規程・体制の整備状況、並びに DIC に対する PI 評価について確認した結果、PIF 原則における全ての要件に準拠していると評価している。

以上より、JCR は、本 PI 評価が PIF 原則及びモデル・フレームワークに適合していることを確認した。

\* 詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。

## 第三者意見

評価対象：三井住友信託銀行株式会社のDIC 株式会社に対する  
ポジティブ・インパクト評価

2023年3月31日  
株式会社 日本格付研究所

## 目次

<要約>	- 3 -
I. 第三者意見の位置づけと目的	- 5 -
II. 第三者意見の概要	- 5 -
III. 本 PI 評価の合理性等について	- 6 -
1. DIC のサステナビリティ活動の概要	- 6 -
1-1. 事業概要	- 6 -
1-2. サステナビリティに関する実績	- 9 -
1-3. サステナビリティに関する体制及び運営方法	- 11 -
2. 包括的分析及びインパクト特定の適切性評価	- 16 -
2-1. 包括的分析及びインパクト特定の概要	- 16 -
2-2. JCR による評価	- 18 -
3. KPI の適切性評価及びインパクト評価	- 20 -
3-1. KPI 設定の概要	- 20 -
3-2. JCR による評価	- 42 -
4. モニタリング方針の適切性評価	- 46 -
5. モデル・フレームワークの活用状況評価	- 46 -
IV. PIF 原則に対する準拠性について	- 47 -
1. 原則 1 定義	- 47 -
2. 原則 2 フレームワーク	- 48 -
3. 原則 3 透明性	- 49 -
4. 原則 4 評価	- 50 -
V. 結論	- 50 -

## <要約>

本第三者意見は、三井住友信託銀行株式会社が DIC 株式会社を実施するポジティブ・インパクト評価（本 PI 評価）に対して、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した PIF 原則及び資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク（モデル・フレームワーク）への適合性を確認したものである。株式会社日本格付研究所（JCR）は、PIF 第 4 原則で推奨されている評価の透明性及び客観性確保のため、独立した第三者機関として、(1)本 PI 評価の合理性及び本 PI 評価に基づくファイナンスのインパクト、並びに(2)三井住友信託銀行の PIF 評価フレームワーク及び本 PI 評価の PIF 原則に対する準拠性について確認を行った。なお、本第三者意見は 2023 年 3 月 31 日付の本 PI 評価を対象としており、有効期限は本 PI 評価に準じる。

### (1)本 PI 評価の合理性及び本 PI 評価に基づくファイナンスのインパクト

DIC は、「パッケージング&グラフィック」、「カラー&ディスプレイ」、「ファンクショナルプロダクツ」事業をグローバルに展開する、印刷インキの世界トップメーカーである。同社は、「パーパスドリブンな経営」を推進するため、2022 年 2 月に経営ビジョンを「彩りと快適を提供し、人と地球の未来をより良いものに - Color & Comfort -」と再定義した。同時に、当該ビジョンの実現に向けて、「進化した“Color & Comfort”の価値提供を通じて、株主利益を包摂する社会的利益を追求し、長期的な企業価値の向上を目指す」ことを基本方針とする、長期経営計画「DIC Vision 2030」を策定した。当該計画では、貢献する社会を「グリーン社会」、「デジタル社会」、「QOL 社会」としたうえで同社の強みを活かせる 5 つの重点事業領域を定め、「社会の持続的繁栄に貢献する事業ポートフォリオを構築」するとともに、「地球環境と社会のサステナビリティ実現に貢献」することを目指している。

DIC は、「DIC Vision 2030」の策定を踏まえ、中長期で同社のパフォーマンスに大きな影響を与え得る「重要課題（マテリアリティ）」を特定しており、今後それらに対して改めて KPI を設定する考えである。また、「サステナビリティ基本方針」の下、「基幹的なテーマ」、「基幹～差別化テーマ」、「独自性を発揮するテーマ」からなる 13 の「サステナビリティ・テーマ」を設け、それぞれ「中期方針」と年度ごとの「DIC グループサステナビリティ活動計画」を作成し、テーマごとに PDCA を回しながら取り組みを進めている。同社社長が委員長を務める「サステナビリティ委員会」では、各テーマの進捗状況が定期的に報告されるほか、サステナビリティ推進に係る方針・計画の立案をはじめ、サステナビリティに係る重要事項の審議が行われ、審議内容及び結果は取締役会に報告されている。

本 PI 評価では、DIC の事業活動全体に対する包括的分析が行われた。同社のサステナビリティ活動も踏まえ、インパクト領域につき特定のうへ「①社会の持続的繁栄に貢献する価値の創出」、「②カーボンニュートラル社会の実現」、「③資源循環型社会の創出」、「④人的資本価値の最大化」、「⑤保安防災と労働安全衛生及び化学品・製品安全の推進」の 5 項目のインパクトが選定された。そして、各インパクトに対して KPI が設定された。インパクト①

～⑤は、主として同社のマテリアリティに係るものであり、インパクト①は同社の強みを発揮し社会課題の解決に貢献する「サステナブル製品」の拡大、インパクト②は CO<sub>2</sub> 排出量の削減、インパクト③は産業廃棄物の削減をはじめとするサーキュラーエコノミーへの対応推進、インパクト④は女性管理職比率や男性社員育児休業取得率の向上、インパクト⑤は無事故無災害等を目指したレスポンシブル・ケアの推進である。今後、これら 5 項目のインパクトに係る上記 KPI 等に対して、モニタリングが実施される予定である。

JCR は、本 PI 評価における包括的分析及びインパクト特定の内容について、モデル・フレームワークに示された項目に沿って確認した結果、適切な分析がなされていると評価している。また、本 PI 評価の KPI に基づくインパクトについて、PIF 原則に例示された評価基準に沿って確認した結果、多様性・有効性・効率性・追加性が期待されると評価している。当該 KPI は、上記のインパクト特定及び DIC のサステナビリティ活動の内容に照らしても適切である。さらに、本 PI 評価におけるモニタリング方針について、本 PI 評価のインパクト特定及び KPI の内容に照らして適切であると評価している。従って JCR は、本 PI 評価において、持続可能な開発目標 (SDGs) に係る三側面 (環境・社会・経済) を捉えるモデル・フレームワークの包括的インパクト分析 (インパクトの特定・評価・モニタリング) が、十分に活用されていると評価している。

## (2)三井住友信託銀行の PIF 評価フレームワーク及び本 PI 評価の PIF 原則に対する準拠性

JCR は、三井住友信託銀行の PIF 商品組成に係るプロセス、手法及び社内規程・体制の整備状況、並びに DIC に対する PI 評価について確認した結果、PIF 原則における全ての要件に準拠していると評価している。

以上より、JCR は、本 PI 評価が PIF 原則及びモデル・フレームワークに適合していることを確認した。

## I. 第三者意見の位置づけと目的

JCR は、三井住友信託銀行が DIC に実施する PI 評価に対して、UNEP FI の策定した PIF 原則及びモデル・フレームワークに沿って第三者評価を行った。本 PI 評価は、三井住友信託銀行及び他の金融機関が、DIC に対し PIF として実施する複数のファイナンスで参照することが想定されている。PIF とは、SDGs の目標達成に向けた企業活動を、金融機関等が審査、評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定、評価のうえ、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

PIF 原則は 4 つの原則からなる。第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認でき、ネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

本第三者意見は、PIF 第 4 原則で推奨されている評価の透明性及び客観性確保のため、JCR が独立した第三者機関として、本 PI 評価の合理性及び本 PI 評価に基づくファイナンスのインパクト、並びに三井住友信託銀行の PIF 評価フレームワーク及び本 PI 評価の PIF 原則に対する準拠性を確認し、本 PI 評価の PIF 原則及びモデル・フレームワークへの適合性について確認することを目的とする。

## II. 第三者意見の概要

本第三者意見は、三井住友信託銀行が DIC に対して 2023 年 3 月 31 日付で実施する PI 評価への意見表明であり、以下の項目で構成されている。

<本 PI 評価の合理性等について>

1. DIC のサステナビリティ活動の概要
2. 包括的分析及びインパクト特定の適切性評価
3. KPI の適切性評価及びインパクト評価
4. モニタリング方針の適切性評価
5. モデル・フレームワークの活用状況評価

<PIF 原則に対する準拠性について>

1. 三井住友信託銀行の PIF 商品組成に係るプロセス、手法及び社内規程・体制の整備状況が PIF 原則に準拠しているか
2. 三井住友信託銀行が社内で定めた規程に従い、DIC に対する PI 評価を適切に実施できているか

### III. 本 PI 評価の合理性等について

本項では、本 PI 評価におけるモデル・フレームワークの包括的インパクト分析（インパクトの特定・評価・モニタリング）の活用状況と、本 PI 評価に基づくファイナンスのインパクト（①多様性、②有効性、③効率性、④倍率性、⑤追加性）について確認する。

#### 1. DIC のサステナビリティ活動の概要

##### 1-1. 事業概要

DIC は、印刷インキの製造・販売で 1908 年に創業し、その原料である有機顔料、合成樹脂をベースとして事業領域を拡大し、ポリスチレン、包装用多層フィルム、液晶材料、ヘルスクエア食品、PPS コンパウンド、工業用粘着テープ、中空糸膜モジュール等の様々な分野に事業を展開してきた。現在では、印刷インキ、有機顔料、PPS コンパウンドで世界トップシェアの地位を確立している。また、各事業分野において環境配慮型製品の開発にいち早く取り組み、食の安全と省資源化に資する食品パッケージ用印刷インキ・接着剤や液晶テレビ・スマートフォンの省電力化に資するカラーフィルタ用顔料等を提供している。

セグメント	概要
パッケージ&グラフィック	印刷インキだけでなく、接着剤や包装材料等、アジア等新興国で大きな成長を続けるパッケージ用途に材料とソリューションを広く提供している。
カラー&ディスプレイ	カラーフィルタ用顔料や液晶材料等、ディスプレイに欠かせない素材製品、化粧品用顔料や天然系着色料等の素材を提供している。
ファンクショナルプロダクト	社会的課題となっている環境問題の解決を支えるコーティング材料や、最先端のエレクトロニクス製品等を支えるエポキシ樹脂、ハイブリッドカー・EV 等で自動車の軽量化、高機能化に対応した重要な材料である PPS コンパウンドといった様々な機能を持った製品を提供している。

同社は 2022 年 2 月、財務的利益の極大化だけにとらわれない社会的意義の極大化を推進すべく、「彩りと快適を提供し、人と地球の未来をより良いものに - Color & Comfort -」を新経営ビジョンとして再策定した。従来の経営ビジョンである「化学で彩りと快適を提案する」を進化させ、化学の領域にとどまらない幅広い価値を提供し、人々の暮らしや地球環境を含めた未来をより良いものにすることを目指している。また、その実現に向けて、「進化した“Color & Comfort”の価値提供を通じて、株主利益を包摂する社会的利益を追求し、長期的な企業価値の向上を目指す」を基本方針に、長期経営計画「DIC Vision 2030」を策定した。同計画では、3つの社会（カーボンニュートラルやサーキュラーエコノミーの実現を目指す「グリーン社会」、情報通信の進化を目指す「デジタル社会」、安全・安心・便利な生活を目指す「QOL 社会」）に対し、具体的に同社の強みを活かして貢献できる 5つの重点事業領域を定めて経営資源を集中させ、「社会の持続的繁栄に貢献する事業ポートフォリオを構築」とともに「地球環境と社会のサステナビリティ実現に貢献」することを目指している。



図1 「DIC Vision 2030」の目指す姿<sup>1</sup>

また同社は、社会課題の解決に貢献するサステナブル製品の売上高比率を、2030年に60%へ拡大することも目標に掲げている。サステナブル製品による社会への貢献の一例として、バイオマス原料を使用したインキや顔料、5Gや6G世代の高容量高速通信に対応した低誘電材料、安全・安心で便利な生活をサポートする天然由来材料等が挙げられる。加えて、気候変動を最も重要な社会課題と位置付けて、2050年度カーボンネットゼロと、2030年度CO<sub>2</sub>排出量50%削減（2013年度比）を目標に掲げている。CO<sub>2</sub>排出量低減のための生産設備の電化推進等、自社を中心とするScope 1 & 2領域での活動に取り組み、脱炭素に貢献する製品・サービスの拡大等を通してScope 3を含むバリューチェーン全体でも削減貢献に取り組む方針である。これらの目標達成に向けて、同社は2025年度までの前半4年間で「目指す姿の実現に向けた基盤作り」の時期とし、新事業の立ち上げのための戦略投資として2,300億円、CO<sub>2</sub>排出を削減するグリーン電力化や、技術プラットフォームの拡充、IT・DXの推進等のための基盤投資として700億円の投資を見込んでいる。

<sup>1</sup> 出典：DICレポート2022

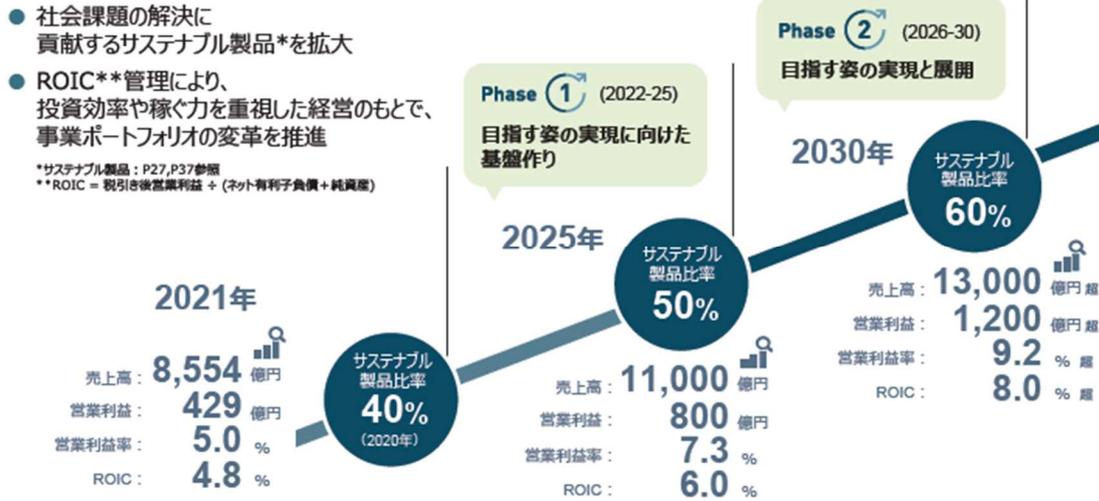


図2 「DIC Vision 2030」数値計画<sup>2</sup>

<sup>2</sup> 出典：DIC レポート 2022

## 1-2. サステナビリティに関する実績

DIC のサステナビリティの取り組みに関する目標・運用状況・実績の詳細は、統合報告書・ウェブサイト等の各種媒体を通じて確認することができる。

グローバルに事業活動を行う化学企業である同社は、化学物質の環境中への排出抑制による環境保全を、サステナビリティ活動の特に重要な課題として認識し取り組んでいる。化学物質排出把握管理促進法で指定された物質（PRTR<sup>3</sup>制度）、土壌汚染対策法、オゾン層保護法、フロン排出抑制法等の法規制、さらには一般社団法人日本化学工業協会の自主調査に係る物質を調査対象に、環境への排出削減を進めている。VOC<sup>4</sup>大気排出量に関しては、国内同社グループで 2000 年度を基準年として 2010 年度までに 30%削減する目標を設定し、2007 年度に既に達成している。ほかにも大気負荷及び排水負荷の削減や、ダイオキシン類排出規制の遵守等にも取り組んでおり、今後さらなる環境負荷低減に取り組む方針である。また、生物多様性の保全も重要な課題として認識し、事業活動が生物多様性へ及ぼす影響の把握や、「企業と生物多様性イニシアティブ（JBIB）」への参加による取り組み促進を図っている。同社は、環境保全に向けて各対策を講じるとともに、グローバルでの事業活動に伴う資源の投入量（インプット）及びエネルギー使用量と、「大気」「水域」「土壌」の大きく 3 つに分類した環境への負荷（アウトプット）の定量的な把握に取り組んでおり、総合的で計画的な環境負荷削減を推進している。

### i. 第三者評価・外部認証等

DIC は、以下の第三者評価・外部認証等を受けており、環境・社会・ガバナンス等について高い評価を得ている。

Dow Jones Sustainability Indices の構成銘柄選定
MSCI ジャパン ESG セレクト・リーダーズ指数
MSCI 日本株女性活躍指数の構成銘柄選定
FTSE4Good の構成銘柄選定
FTSE Blossom Japan Index の構成銘柄選定
S&P/JPX カーボン・エフィシエント指数評価「2」
FTSE Blossom Japan Sector Relative Index 選定
SOMPO サステナビリティ・インデックス選定
CDP 気候変動「B」評価、水「B」評価
健康経営優良法人（大規模法人部門）認定

<sup>3</sup> PRTR (Pollutant Release and Transfer Register)：環境汚染物質排出・移動登録。化学物質が、どのような発生源から、どれほど環境中に排出されたか、または廃棄物として事業所外に運び出されたかを把握、集計、公表する仕組み。PRTR 制度は日本国内の届出制度を指す。

<sup>4</sup> VOC (Volatile Organic Compounds)：揮発性有機化合物を意味する。

ii. イニシアティブ等への加盟

DICは、以下の共同イニシアティブ等に参加しており、2050年カーボンネットゼロの実現を目指した情報開示の推進と、生物多様性の保全に向けた取り組みの高度化を図ることを表明している。

名称	参加・加盟年度
レスポンシブル・ケア世界憲章支持宣言書	2006年1月署名
国連グローバル・コンパクト	2010年12月署名
TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）	2019年5月賛同
JBIB（企業と生物多様性イニシアティブ）	2022年4月賛同
SBTイニシアティブによる「Well-below2.0°C目標」の認定	2023年2月取得

### 1-3. サステナビリティに関する体制及び運営方法

#### (1) サステナビリティに関する組織体制

DICは、「サステナビリティ基本方針」に基づき、各サステナビリティ・テーマの「中期方針」（2022～2025年度）と、年度ごとの「DICグループサステナビリティ活動計画」を作成し、テーマごとにPDCAを回しながら取り組みを進めている。また、「DICグループサステナビリティ活動計画」に基づき、各事業部門と、各事業所、各国内外グループ会社が、それぞれの年度で優先的に取り組む「サステナビリティ活動計画」を個別に定めており、組織及び社員への方針の浸透と、業務目標と連動したサステナビリティ活動の推進に取り組んでいる。

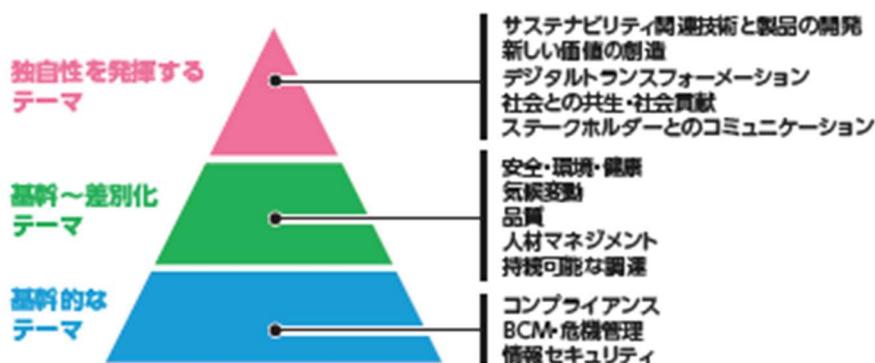


図3 サステナビリティ・テーマ<sup>5</sup>

体制面について、同社は社長執行役員直轄のサステナビリティ委員会を設置している。同委員会では、定期的に各サステナビリティ・テーマの進捗報告が行われ、サステナビリティ活動の推進に関する方針及び計画の立案をはじめ、サステナビリティに関する重要事項が審議されており、2021年度は4回開催されている。同委員会での審議内容及び結果は取締役会に報告されており、また2020年1月からは社長が同委員会の委員長を務めている。

<sup>5</sup> 出典：DICレポート2022

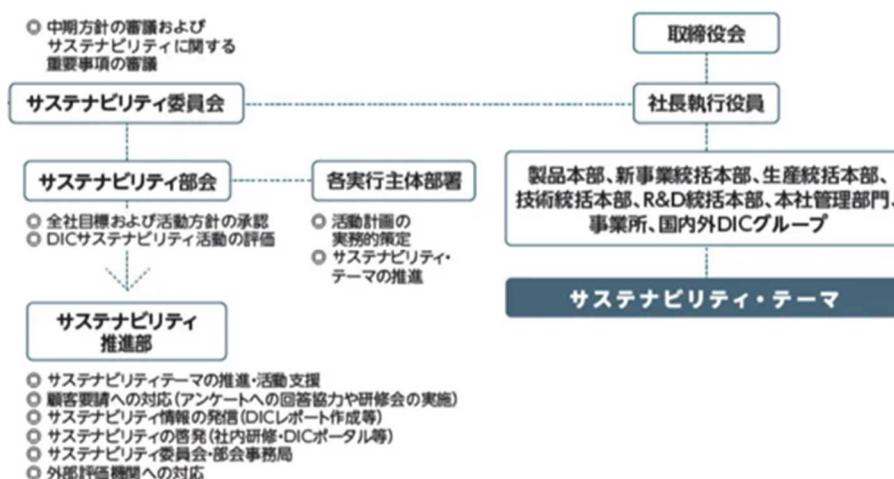


図4 サステナビリティ推進体制<sup>6</sup>

## (2) サステナビリティに関するマテリアリティ

DICは、サステナビリティ委員会と部会メンバー、各事業所長、グローバル拠点のマネジメント層が参画し、GRIスタンダード等のグローバルなガイドラインや社会要請、リスクマネジメント、長期経営計画「DIC Vision 2030」、経営理念・経営ビジョン・行動指針を含む同社グループの経営の基本的な考え方を示した「The DIC Way」等により、課題を抽出している。また、外部有識者との対話を行って客観的な意見を参照したうえで、実務責任者からなるサステナビリティ部会と、サステナビリティ経営の諮問機関であるサステナビリティ委員会で議論を行い、「事業継続の前提となる基盤」を含めたマテリアリティを特定している。

なお、同社はマテリアリティの特定にあたり、「プロダクト・スチュワードシップ」、「環境負荷の低減(大気、水域等)」、「資本効率の最適化」、「パートナーシップの強化」、「顧客・市場とのコミュニケーション」、「事業継続(BCP)の確保」、「政治・地政学変動(カントリー・リスク)」、「情報セキュリティ」、「知的財産戦略」、「地域コミュニティへの貢献」、「税務リスクへの対応」、「パンデミックへの対応」、「為替変動への対応」、「彩りある快適な社会への実現」を、今後対応すべき重要な経営課題として検討しており、今後事業活動を通じてこれらの課題への対応の強化を図る方針である。

各マテリアリティ項目については、今後目標・KPI等を設定していく方針であるが、既に各マテリアリティ項目に関連する目標及び進捗状況等を開示しており、ステークホルダーからモニタリングが可能な状況となっている。

<sup>6</sup> 出典：DICウェブサイト

表1 マテリアリティ<sup>7</sup>

マテリアリティ		マテリアリティとして認識し進める主な取り組み
長期経営計画を推進する上でDICグループに大きな影響を与える重要課題		
1	社会の持続的繁栄に貢献する事業ポートフォリオへの変革	マテリアリティとして後述する「人的資本価値の最大化」、「グローバルな経営体制の強化」、「DXの推進」と合わせ、技術プラットフォームの拡充、戦略投資の実施を通じて、DIC Vision 2030 で掲げる5つの重点事業領域に取り組み、社会的価値に配慮した事業への転換を図る
2	カーボンニュートラル社会の実現	Scope1&2、Scope3（購入原料等）の削減と、カーボンフットプリントへの対応に取り組む。またサステナビリティ指標を用いて市場でのCO <sub>2</sub> 排出削減を推進し、製品やサービスを通じた脱炭素に貢献する
3	新たな事業の柱の創出	社会課題・社会変革と当社のコンピタンスとの交点を重点領域と定めて、技術プラットフォームの拡充、戦略投資の実施を通じて新たな事業の柱の構築に取り組む
4	人的資本価値の最大化	人的資本価値を最大化する戦略的人材ポートフォリオ構築実現のため、中長期的観点での人材育成、人材流動性対応、エンゲージメント・組織力強化戦略を推進するとともに基盤施策としてのダイバーシティ&インクルージョン、働き方改革を継続する
5	グローバルな経営体制の強化	グローバルな経営ガバナンス、経営人材の育成・強化、基幹システムの確保と向上を推進する
6	DXの推進	デジタルテクノロジーとデータの活用を通じ、業務プロセス・働き方・ビジネスモデルの革新、企業文化・体質の転換を図る
7	資源循環型社会の創出（サーキュラーエコノミー）	5R製品、Scope3 カテゴリー1&12、ケミカルリサイクル&マテリアルリサイクル等を推進し、資源循環型社会の実現に貢献する
8	持続可能なサプライチェーンの構築	各種懸念原料（カントリーリスクや各種供給障害リスク、環境対応等のサステナビリティ等）の現状把握と適切な対応をグローバルに推進する
事業継続の前提となる基盤		
1	コンプライアンス	
2	保安防災と労働安全衛生	
3	品質マネジメント	
4	人権の尊重	

### (3) 社会・環境に及ぼすリスクに対する方針・管理体制と実績

DIC は、経営環境の変化やリスクの多様化に適切かつ柔軟に対応するとともに、発現したリスクによる損害を速やかに最小限に抑えるべく、①発生防止対策を取り得ない外部環境リスク、②発生防止対策を取り得るコーポレートリスク、③事業の中で認識すべき事業ビジネスリスクに区分し、サステナビリティ委員会の下部組織であるサステナビリティ部会が、リスク対策が適切に運用されるよう管理・監督を行うとともに、BCM・危機管理分科会を設置し、リスクマネジメントと事業継続の推進体制を構築している。また、2015年1月には活動や仕組みを実効的かつ継続的に推進するため、「リスクマネジメントに関する方針」の制定と同時に「DICグループリスクマネジメントシステム」を作成している。

2018年6月には、サステナビリティ委員会の直下に新たに「サステナビリティ部会」を設置し、会社の財務に影響を及ぼす重要性の観点から、会社全体を包含する重要リスクと重要な機会の抽出・評価を行っている（マテリアリティの抽出・評価と連動）。重要リスクと機会の評価（マテリアリティ評価）は、サステナビリティ委員会で審議のうえ決定し、取締役会に報告している。

<sup>7</sup> 出典：DIC レポート 2022



図 5 BCP の推進体制<sup>8</sup>

同社は、大規模地震・台風・水害等の自然災害、感染症によるパンデミック、工場における爆発・火災・漏えい等の事故等、事業継続に支障を来すおそれのある、あらゆるリスクを BCM の想定対象とし、これらが発生する可能性、経営に与える影響度等から総合的に評価し、重要度の高いものからリスク対策に取り組んでいる。事業継続性の確保に向けて、重大災害等発生時の危機管理規則や個別のリスク別対策マニュアルを全社マニュアルとして整備したうえで、社会的責任と顧客要請の観点を重視しながら、製品本部ごとに BCP を策定し、改善及び情報の更新等に取り組んでいる。また、同社内で BCM の理解と BCP の適切な運用を普及させるべく、専門家の監修・指導による経営層を対象とした本社対策本部メンバーへの演習・図上訓練や、製品本部と工場による BCP 連携訓練を例年実施している。さらに、BCP の形骸化防止のために、毎年役員をはじめとするメンバーによる BCP の計画内容更新についてヒアリングを実施しており、2021 年度には、事業継続に関する国際規格「ISO22301」への準拠性を高めるべく、BCP 雛形のブラッシュアップに取り組んでいる。

また、グローバルに事業を展開する同社は、調達における社会・環境へのリスク軽減に向けた購買活動を推進しており、取り組みの一環として、「DIC グループ購買基本方針」や、取引先に対し化学物質の厳正な管理を要請するとともに、①環境負荷のより少ない製品の開発と紹介、②メーカーにおけるグリーン調達の推進、③調達品及びその梱包材・物流・生産・工事等における省資源化・省エネルギー化・減量化・長寿命化・CO<sub>2</sub>排出量削減等の環境負荷低減を要請する「DIC グループグリーン調達ガイドライン」、「DIC グループサステナビリティ調達ガイドライン」に基づき、取引先への要請事項を記載した「DIC サステナビリティ調達ガイドブック」を作成している。そして、サステナビリティの推進状況を確認することを目的に、同ガイドブックを用いた国内外の取引先へのアンケート調査にも取り組んでいる。加えて、アンケート調査結果の分析と評価を各社へフィードバックしており、取り組みが不十分な項目については、書面やヒアリングにて適宜改善要請を行っている。日本

<sup>8</sup> 出典：DIC レポート 2022

では、2020年6月～2022年2月に調達原材料購買金額の70%以上を占める取引先348社にフィードバックを実施しており、今後はアジアパシフィック地区への本格的な拡大を計画する等、引き続きサプライチェーン上のサステナビリティ推進に取り組んでいくとしている。一方、欧米地区（サンケミカル社）では、上記ガイドブックに代えてサステナビリティ活動の世界的な評価プラットフォームであるEcoVadisを活用し、取引先のサステナビリティ活動の調査及び推進に取り組んでいるとしている。

また、2010年には国連グローバル・コンパクトに賛同し、「人権」、「労働基準」等の10原則を支持するとともに、2018年に策定した「DICグループ人権方針」をもとに、サプライチェーンにおける人権デューデリジェンスに関する研修強化や、グループ会社経営幹部への啓発、グローバル本社の点検・監視体制の拡充等に継続的に取り組むことで、グループ各社の人材マネジメントにおける人権尊重の認識の強化と問題発生への未然防止に努めている。なお、業務上の情報伝達経路とは独立した複数のルートからなるコンプライアンスに関する通報窓口を、160以上の言語に対応できる外部の通報窓口を含めて設けており、サプライチェーン全体でのコンプライアンス上の問題やその疑義について通報、速やかに対応できる内部通報制度を整備している。通報がなされた場合は、社内外の意見を取り入れながら、迅速に適法・適正に処理し、取締役会に報告する体制を構築し、不正行為等の早期発見と早期是正に努めている。

## 2. 包括的分析及びインパクト特定の適切性評価

### 2-1. 包括的分析及びインパクト特定の概要

本PI評価では、DICの事業活動全体に対する包括的分析が行われ、同社のサステナビリティ活動も踏まえてインパクト領域が特定された。

#### (1) 包括的分析

セグメント、エリア、サプライチェーンの観点から、インパクトを生み出す要因が包括的に検討された。

##### i. セグメント及びエリア

DICの事業は、連結売上高ベース（2021年度）ではパッケージング&グラフィック事業49.4%、カラー&ディスプレイ事業18.8%、ファンクショナルプロダクツ事業31.8%となっていることから、当該3セグメントが分析対象とされた。また同社は、製造拠点も含めて世界63の国と地域に190のグループ会社を通じて事業を展開している。連結売上高ベース（2021年度）では、日本36.0%、欧州・アフリカ25.7%、アジア・オセアニア（日本を除く）21.2%、北米・中南米17.0%となっており、約64%を海外が占めている。原材料の調達エリアについては、日本約34%、欧米地区約45%、アジア・オセアニア（日本を除く）約21%である。以上から、グローバルにおける同社の事業活動が分析対象とされた。

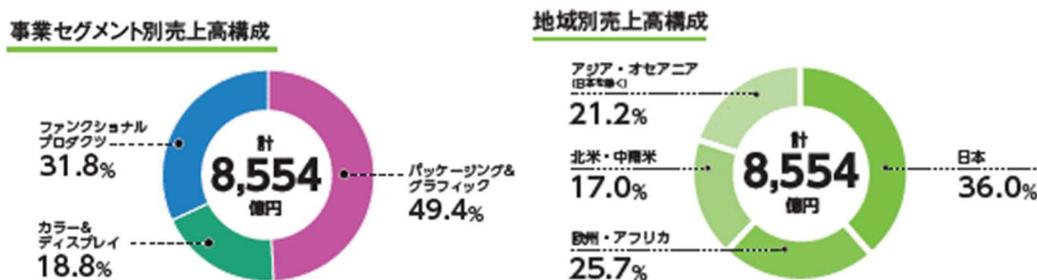


図6 事業セグメント別・地域別売上高構成（2021年度）<sup>9</sup>

##### ii. サプライチェーン

グローバルに事業活動を展開するDICは、サプライチェーンが日本、欧州・アフリカ、アジア・オセアニア、北米・中南等の各国に広がっており、人権の課題や気候変動、化学物質の管理、水リスク等の環境課題に取り組むことへの社会的要請が高まっていると考え、マテリアリティの1つに「持続可能なサプライチェーンの構築」を掲げている。公正・透明な取引や社会・環境への配慮を行った調達を通じた、取引先との安定的な相互信頼関係の構築を目指して取り組んでおり、「DICグループ購買に関する方針」、「DICグループ購買管理規程」、「DICグループサステナビリティ調達ガイドライン」に基づき、各取引先への要請事項を明記した「DICグループサステナビリティ調達ガイドブック」を用いて、国内外のサブ

<sup>9</sup> 出展：DICレポート2022

ライチェーン全体に亘ってリスク排除に努めている。

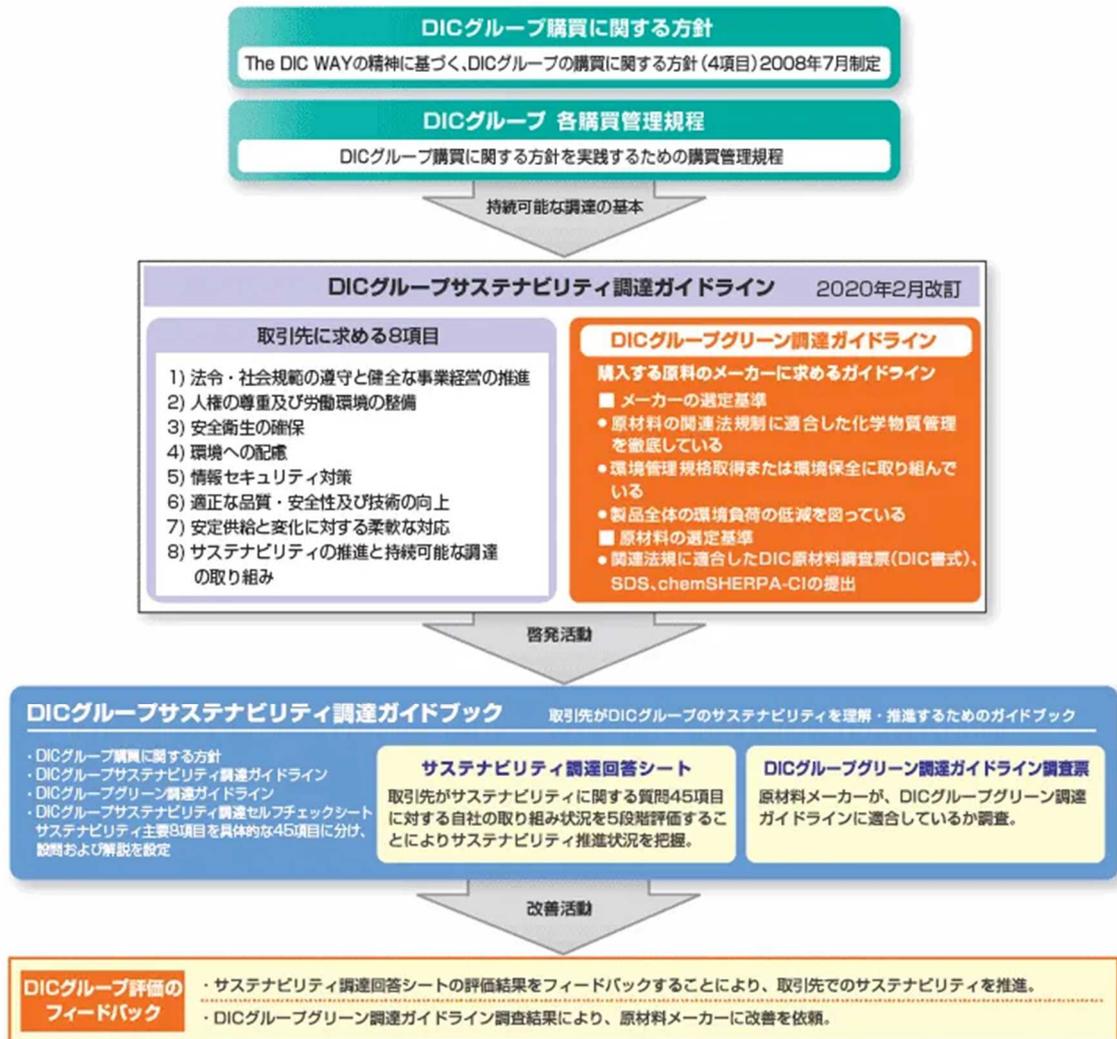


図 7 持続可能な調達に向けた活動体系<sup>10</sup>

このように、同社はサプライチェーン全体に亘って社会及び環境におけるリスクの低減に努めていることから、本 PI 評価では各ステージにおける主要なポジティブ・インパクト及びネガティブ・インパクトを確認のうえ分析が行われた。

(2) インパクト特定

UNEP FI の定めたインパクト分析ツールの活用により、ポジティブ・インパクト及びネガティブ・インパクトの発現するインパクト領域が確認された。なお、原則として、DIC による公開資料を基にインパクトが分析されているが、重要な項目に関しては、その裏付けとなる内部資料等の確認及びヒアリングの実施により、手続きが補完されている。

<sup>10</sup> 出典：DIC ウェブサイト

2-2. JCR による評価

JCR は、本 PI 評価における包括的分析及びインパクト特定の内容について、モデル・フレームワークに示された項目に沿って以下のとおり確認した結果、適切な分析がなされていると評価している。

モデル・フレームワークの確認項目	JCRによる確認結果
<p>事業会社のセクターや事業活動類型を踏まえ、操業地域・国において関連のある主要な持続可能性の課題、また事業活動がこれらの課題に貢献するかどうかを含めて、事業環境を考慮する。</p>	<p>操業エリア・業種・サプライチェーンの観点から、DICの事業活動全体に対する包括的分析が行われ、インパクト領域が特定されている。</p>
<p>関連する市場慣行や基準（例えば国連グローバル・コンパクト10原則等）、また事業会社がこれらを遵守しているかどうかを考慮する。</p>	<p>DICは、国連グローバル・コンパクトやレスポンシブル・ケア世界憲章支持宣言書への署名、TCFD提言への賛同表明等を行い、それぞれ対応を進めていることが確認されている。</p>
<p>CSR報告書や統合報告書、その他の公開情報で公に表明された、ポジティブ・インパクトの発現やネガティブ・インパクトの抑制に向けた事業会社の戦略的意図やコミットメントを考慮する。</p>	<p>DICの公表している「DIC Vision 2030」、「マテリアリティ」、「サステナビリティ・テーマ」等を踏まえ、インパクト領域が特定されている。</p>
<p>グリーンボンド原則等の国際的イニシアティブや国レベルでのタクソノミを使用し、ポジティブ・インパクトの発現するセクター、事業活動、地理的位置（例えば低所得国）、経済主体の類型（例えば中小企業）を演繹的に特定する。</p>	<p>UNEP FIのインパクト分析ツール、グリーンボンド原則・ソーシャルボンド原則のプロジェクト分類等の活用により、インパクト領域が特定されている。</p>
<p>PIF商品組成者に除外リストがあれば考慮する。</p>	<p>DICは、三井住友信託銀行の定める融資方針等に基づく不適格企業に該当しないことが確認されている。</p>
<p>持続可能な方法で管理しなければ、重大なネガティブ・インパクトを引き起こし得る事業活動について、事業会社の関与を考慮する。</p>	<p>DICの事業で想定し得る重要なネガティブ・インパクトとして、CO<sub>2</sub>排出や水使用、廃棄物、化学物質による環境汚染、労働災害等が特定されている。これらは、同社のマテリアリティ等で抑制すべき対象と認識されている。</p>

<p>事業会社の事業活動に関連する潜在的なネガティブ・インパクトや、公表されている意図と実際の行動（例えばサプライチェーンの利害関係者に対してや従業員の中での行動）の明らかな矛盾を特定するため、考え得る論点に関する利用可能な情報を検証する。</p>	<p>三井住友信託銀行は、原則としてDICの公開情報を基にインパクト領域を特定しているが、重要な項目に関しては、その裏付けとなる内部資料等の確認及びヒアリングの実施により、手続きを補完している。なお、JCRは三井住友信託銀行の作成したPI評価書を踏まえてDICにヒアリングを実施し、開示内容と実際の活動内容に一貫性があることを確認している。</p>
--	--

### 3. KPIの適切性評価及びインパクト評価

#### 3-1. KPI設定の概要

本PI評価では、上記のインパクト特定及びDICのサステナビリティ活動を踏まえて、「社会の持続的繁栄に貢献する価値の創出」、「カーボンニュートラル社会の実現」、「資源循環型社会の創出」、「人的資本価値の最大化」、「保安防災と労働安全衛生及び化学品・製品安全の推進」の5項目のインパクトが選定され、それぞれにKPIが設定された。

表2 本PI評価におけるインパクト項目と関連するマテリアリティ等との関連

	インパクト項目	関連するマテリアリティ等	関連するSDGs
(1)	社会の持続的繁栄に貢献する価値の創出	社会の持続的繁栄に貢献する事業ポートフォリオへの変革、新たな事業の柱の創出	3.4、7.3、9.1、12.4、13.1
(2)	カーボンニュートラル社会の実現	カーボンニュートラル社会の実現	7.2、7.3、13.1
(3)	資源循環型社会の創出	資源循環型社会の創出	6.4、12.4、12.5
(4)	人的資本価値の最大化	人的資本価値の最大化、グローバルな経営体制の強化、DXの推進	5.5
(5)	保安防災と労働安全衛生及び化学品・製品安全の推進	保安防災と労働安全衛生、品質マネジメント	3.9、8.8、12.4

(1) 社会の持続的繁栄に貢献する価値の創出

ポジティブ・インパクトの増大/ネガティブ・インパクトの低減	
<b>SDGs との関連性</b>	
SDGs 目標	「3.保健」「7.エネルギー」「9.インフラ、産業化、イノベーション」 「12.持続可能な消費と生産」「13.気候変動」
SDGs ターゲット	「3.4」「7.3」「9.1」「12.4」「13.1」
<b>インパクトカテゴリー</b>	
「保健・衛生」「資源効率・安全性」「廃棄物」「気候」「情報」	
<b>内容</b>	
サステナブル製品の拡大による社会の持続可能性への貢献	
<b>対応方針、目標及び指標 (KPI)</b>	
対応方針	事業ポートフォリオの構築を通じた、成長市場における事業拡大と新規事業の創出
目標	2030 年度、DIC グループにおけるサステナブル製品の売上高比率 60%
指標 (KPI)	DIC グループにおけるサステナブル製品の売上高比率

DIC は、「サステナブル製品」の拡大を通じて様々な外部環境の変化に対する強靱性を高め、持続可能な社会への貢献に取り組む方針である。「サステナブル製品」とは、社会への貢献（横軸）と環境負荷（縦軸）という切り口によって立ち位置を明確にする「サステナビリティ指標」を用いて全製品をマッピングし、同社の強みを発揮することで社会課題の解決に貢献する製品であると社内で認定された製品を指す。

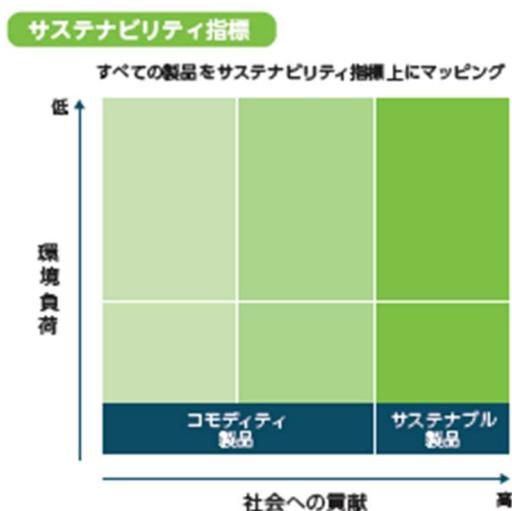


図8 サステナビリティ指標<sup>11</sup>

<sup>11</sup> 出典：DIC レポート 2022

同社は、事業を通して強みを発揮できる分野をグリーン社会、デジタル社会及び QOL 社会であると認識し、気候変動を緩和し、技術の進歩をより多くの人々が享受できる社会、また、より多くの人々が健康で安心して暮らせる社会の実現に取り組むとしている。そのためには、成長市場における事業拡大と、これまで培ってきた強みと社会課題・社会要請とが重なり合うサステナブルエネルギー領域、ヘルスケア領域、スマートリビング領域、カラーサイエンス領域、サステナブルパッケージ領域の 5 領域における新事業創出を進めることが必要と考えている。次世代・成長事業の領域における事業化を担当する新事業統括本部と、新規事業の創出で不可欠な無機材料設計やバイオ材料設計の基盤技術の確立に取り組む R&D 統括本部が、同社の強みを活用しながらシームレスな連携をとる体制を構築し、コーポレートベンチャーキャピタルや各種業界でのネットワークをハブにしたスタートアップ、アカデミアの活用、企業連携等の外部リソースの有効活用にも取り組むことで、独自のイノベーションを実現し、持続可能な社会に貢献していく方針である。

貢献する社会	当社製品の提供価値	サステナブル製品例		
 <b>グリーン社会</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● カーボンニュートラルの実現</li> <li>● サーキュラーエコノミーの実現</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 再生可能原料</li> <li>● 省エネ、断熱・軽量化</li> <li>● 海洋プラスチック対応</li> <li>● リサイクル製品</li> <li>● 廃棄物削減</li> <li>● 長寿命</li> </ul>	 サステナブルエネルギー領域 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 二次電池/燃料電池用材料</li> <li>・ 機能性無機フィラー</li> </ul>		
 <b>デジタル社会</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 情報通信の進化</li> <li>● CASE・MaaSの発展</li> <li>● AI技術・IoT技術の発達</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 大容量高速通信</li> <li>● IoT (モノのインターネット)</li> </ul>	 スマートリビング領域 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5G/6G通信対応材料</li> <li>・ 次世代半導体用樹脂</li> </ul>		
 <b>QOL社会</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 安全・安心・便利な生活の実現</li> <li>● 食料問題の解決</li> <li>● 多様な価値観の実現</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 健康、快適</li> <li>● フードロス対応</li> <li>● 低VOC、安全</li> </ul>	 ヘルスケア領域 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高機能ニュートリション</li> <li>・ 天然由来スキンケア素材</li> </ul>		
		 カラーサイエンス領域 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ バイオマス顔料</li> <li>・ 機能性顔料 (遮熱)</li> </ul>		

図9 サステナブル製品拡大に向けた取り組み<sup>12</sup>

具体的には、強度と軽さの特徴から航空機・自動車・建築・橋梁、さらには人工衛星や風力発電装置に使用されている繊維強化プラスチックの一種である「炭素繊維複合材 (CFRP)」について、福井県工業技術センターやセーレン株式会社と協業し、製造時の省エネや生産性向上を実現した。従来は、炭素繊維複合材を加熱圧着して成形、硬化させ、保管時には冷蔵または冷凍し、使用時には解凍するステップをとっており、工程の複雑化、高コスト、低い生産性による環境負荷が課題となっていた。DIC は、上記開発によって世界最速硬化と常温保管を実現しており、今後モビリティ等の幅広い分野の製品軽量化等に活用することで、低燃費や省エネルギー化に貢献していく考えである。そのほか、カーボンニュートラルやサ

<sup>12</sup> 出典：DIC レポート 2022

ーキュラーエコノミー実現に向けて、サステナブルエネルギー領域や、サステナブルパッケージ領域、カラーサイエンス領域における製品開発に取り組み、グリーン社会へ貢献していく方針である。

また、社会の高速・大容量通信インフラの構築に向けて、太陽インキ製造株式会社と協業し、高速データ通信を実現する「高周波対応配線形成用新シードフィルム」を開発した。そのほか、情報通信の進化に対応するスマートリビング領域やカラーサイエンス領域における製品開発に取り組み、より豊かで快適なデジタル社会の実現に貢献していく方針である。

さらに、人々の健康や QOL 向上に向けて、食品に利用する微細藻類開発のリーディングカンパニーであるフランスのファーメンタルグ社と代理店契約を締結し、DHA（ドコサヘキサエン酸）の取り扱いを開始したことに加え、藻類培養技術による高濃度な DHA の生成を実現した。DHA は、ヒトの体内ではほとんど生成できず、食事から摂取する必要があるため、DIC は上記開発を通じた製品への活用による健康価値の提供に取り組んでいる。そのほか、安全・安心・便利な生活の実現に向けて、ヘルスケア領域やカラーサイエンス領域での製品開発に取り組み、QOL 社会の実現に貢献していく方針である。

DIC の定義する「サステナブル製品」の売上高拡大は、環境負荷低減、情報通信、人々の健康等の様々な社会貢献に繋がると想定されることから、三井住友信託銀行は、サステナブル製品の売上高のほか、サステナブル製品の内容や他社との協業等による研究開発状況をモニタリングしていく方針である。

(2) カーボンニュートラル社会の実現

ネガティブ・インパクトの低減	
<b>SDGs との関連性</b>	
SDGs 目標	「7.エネルギー」「13.気候変動」
SDGs ターゲット	「7.2」「7.3」「13.1」
<b>インパクトカテゴリー</b>	
「資源効率・安全性」「気候」	
<b>内容</b>	
カーボンニュートラル社会の実現	
<b>対応方針、目標及び指標 (KPI)</b>	
対応方針(a)	事業所における CO <sub>2</sub> 排出量削減
目標	2030 年度、グローバルの事業所における CO <sub>2</sub> 排出量 (Scope1&2) 50%削減 (2013 年度比)
指標 (KPI)	DIC グループのグローバルの事業所における CO <sub>2</sub> 排出量削減率 (Scope1&2) (2013 年度比)
対応方針(b)	サプライチェーンにおける温室効果ガス排出量削減
目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2027 年度、DIC グループの Scope3 カテゴリー1 はサプライヤーエンゲージメントを購入金額 80%相当を対象に実施</li> <li>・ 2030 年度、DIC グループの Scope3 カテゴリー2,3,4,5,12 における温室効果ガス排出量 13.5%削減 (2019 年度比)</li> </ul>
指標 (KPI)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ Scope3 カテゴリー1 について、DIC グループの購入金額に対するサプライヤーエンゲージメント実施割合</li> <li>・ DIC グループの Scope3 カテゴリー2,3,4,5,12 における温室効果ガス排出量</li> </ul>

DIC は、気候変動問題を最も重要な社会課題の 1 つに位置づけており、2021 年 6 月に公表した「DIC NET ZERO2050」では、CO<sub>2</sub> 排出量の長期削減目標として、2050 年度カーボンネットゼロの実現と、2030 年度に事業所における CO<sub>2</sub> 排出量 (Scope1&2) を 50%削減 (2013 年度比) することを設定した。また、国内同社グループで 2030 年度にエネルギー消費原単位を 17%削減 (2013 年度比) することも目指している。2023 年 2 月には、Scope3 を含めた同社の掲げる温室効果ガス排出削減目標が、世界の平均気温上昇を産業革命前と比べて「2°C を十分に下回る水準 (Well Below 2°C)」に抑えるための科学的根拠に基づいた目標であるとして、SBT 認証を取得しており、サプライチェーンを含めた企業活動全体で CO<sub>2</sub> 排出量削減を推進する方針である。

..(a) 事業所における CO<sub>2</sub> 排出量削減

DIC は、目標達成に向けて CO<sub>2</sub> 排出量削減移行計画を策定しており、事業所における CO<sub>2</sub> 排出量 (Scope1&2) に関しては、2030 年までに日本国内を対象に約 150 億円を予定している環境投資や、DX 推進による生産・ユーティリティー設備のエネルギーマネジメントの最適化、バイオマスボイラや風力・太陽光発電等の再生可能エネルギーの積極的導入を推進する方針である。海外の再生可能エネルギー導入では、各国の助成・支援制度を活用しながら推進していくとしている。また、2021 年度には、各種設備投資において CO<sub>2</sub> 排出の観点から費用対効果を高めるべく、事業所で排出する CO<sub>2</sub> (Scope1&2) に価格付けを行う社内カーボンプライシング (ICP) 制度を導入している。

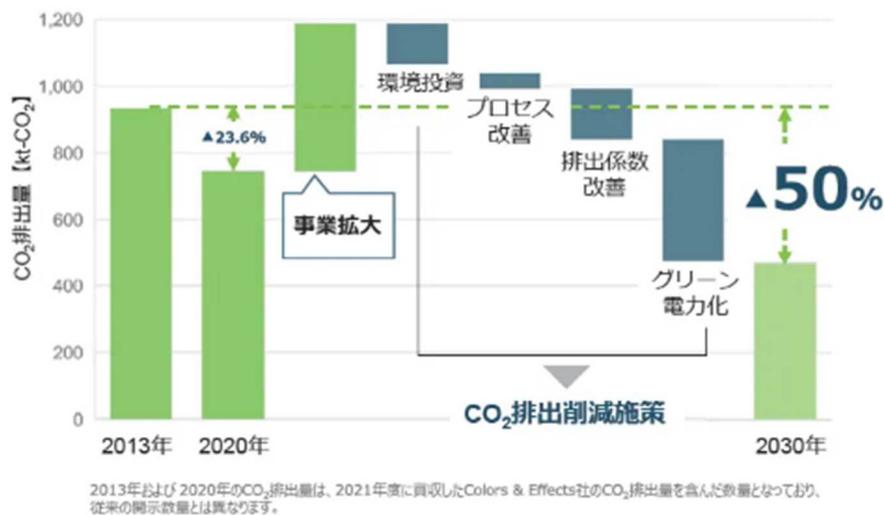


図 10 CO<sub>2</sub> 排出量削減移行計画 (Scope1&2) <sup>13</sup>

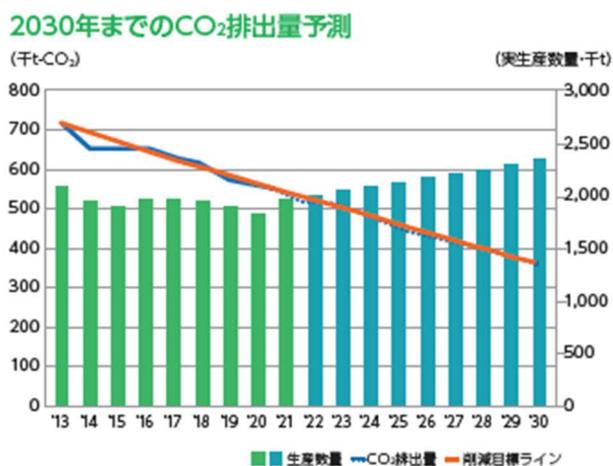


図 11 2030 年までの CO<sub>2</sub> 排出量予測<sup>14</sup>

<sup>13</sup> 出典：DIC ウェブサイト

<sup>14</sup> 出典：DIC レポート 2022

上記活動の推進に向けて、同社は具体的な CO<sub>2</sub> 排出削減活動の進捗確認や討議を実施する「省エネルギー推進委員会」を、国内の各事業所に設置している。また、各事業所の選抜メンバーと本社の生産管理部門で構成される「省エネ推進分科会」では、再生可能エネルギー導入等の全事業所を対象とした計画の検討を行っている。海外の事業所では、各社が DIC グループ全体の方針に基づいた活動を実施し、その進捗状況を本社生産企画部が管理している。

2021 年度の実績としては、生産過程でエネルギーを多く必要とするファインケミカル製品が近年増加傾向にあるため、エネルギー使用量は前年比 0.9% 増加（2013 年度比 16.1% 減少）したものの、ICP 制度を設備投資案件へ取り入れる等の施策実施や省エネ対策の成果により、事業所における CO<sub>2</sub> 排出量は前年比 1.1% 減少（2013 年度比 24.4% 減少）している。

三井住友信託銀行は、DIC グループのグローバルの事業所における CO<sub>2</sub> 排出量に加え、CO<sub>2</sub> 排出量削減に資する活動に関してもモニタリングしていく方針である。

#### (b) サプライチェーンにおける温室効果ガス排出量削減

DIC は、Scope3 にあたるサプライチェーンを通じた温室効果ガス排出量について、関連する全てのカテゴリで排出量の把握と削減に向けて取り組んでいる。

その中でも、カテゴリ1 に関しては、リサイクル原料やバイオマス原料等の持続可能な原料の利用等に、サプライヤーエンゲージメントを通して取り組んでいく方針である。また、カテゴリ2,3,4,5,12 に関しては、国内の輸送におけるモーダルシフトの推進や物流パートナーとの連携による輸送効率の向上、サプライヤー側でのリサイクル率向上と廃棄物削減、DIC の技術によるマテリアルリサイクルの効率化に取り組んでいく方針である。

三井住友信託銀行は、Scope3 カテゴリ1 にあたるサプライヤーエンゲージメントの実施状況や、カテゴリ2,3,4,5,12、そして全てのカテゴリに関連する排出量の把握と削減に向けた活動状況をモニタリングしていく方針である。

(3) 資源循環型社会の創出

ネガティブ・インパクトの低減	
<b>SDGs との関連性</b>	
SDGs 目標	「6.水・衛生」「12.持続可能な消費と生産」
SDGs ターゲット	「6.4」「12.4」「12.5」
<b>インパクトカテゴリー</b>	
「資源効率・安全性」「廃棄物」「水（入手可能性）」	
<b>内容</b>	
サーキュラーエコノミー活動の底上げと事業を通じた拡大	
<b>対応方針、目標及び指標（KPI）</b>	
対応方針（a）	産業廃棄物の削減
目標	2023 年度、国内 DIC グループにおける廃棄物の有効利用率 80%以上
指標（KPI）	国内 DIC グループにおける廃棄物の有効利用率
対応方針（b）	水資源の管理
目標	2030 年度、DIC グループのグローバルの生産拠点における中リスク拠点と抽出した水リスク先への管理実施率 100%
指標（KPI）	DIC グループのグローバルの生産拠点における水の中リスク拠点のリスク管理実施率
対応方針（c）	バリューチェーン横断での資源循環に資する活動
目標	バリューチェーン横断での資源循環に資する製品の開発・提供推進
KPI	バリューチェーン横断での資源循環に資する活動推進状況

近年、世界で大量生産・大量消費を改める動きが促進され、サーキュラーエコノミーへの移行が急務となっている。DIC は、サーキュラーエコノミーへの対応をサステナビリティ戦略の重点施策に掲げ、資源循環に関するグローバルな具体的計画の策定とその実行に取り組んでいく方針である。また、ライフサイクル全体での資源循環の推進に向けて、サプライチェーンにおけるすべての関係者との間で発生する環境負荷の把握、製品の 5R (Reuse、Reduce、Recycle、Redesign、Reduce CO<sub>2</sub>) に取り組み、工場やオフィスでの廃棄物排出量の抑制、資源循環に配慮した調達等を推進し、環境負荷の総量削減に努めるとしている。

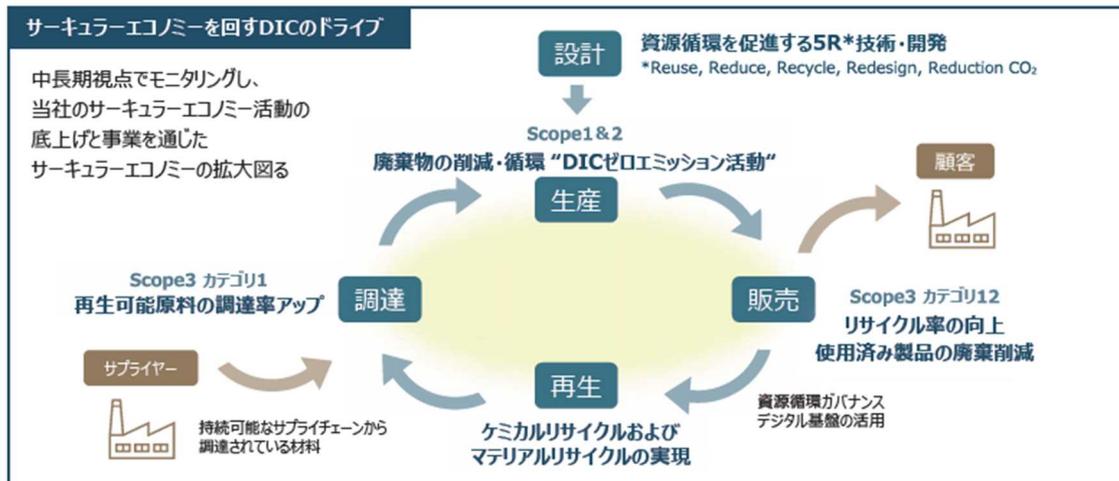


図 12 サーキュラーエコノミーを回す DIC のドライブ<sup>15</sup>

(a) 産業廃棄物の削減

DIC は、事業活動における廃棄物の 3R 推進による資源の有効利用と、廃棄物処理における環境負荷の低減に取り組んでいる。

具体的には、製造ロスの最小化による産業廃棄物の発生抑制、産業廃棄物の発生から、工場排出、中間処理、最終埋立に至るプロセスの把握、埋立処分量の削減、再資源化、焼却時の熱回収処理を推進することで、有効利用率の向上に取り組んでいる。同社は、リサイクル量と熱回収処理量を廃棄物発生量で除算したものを有効利用率と定義しており、2021 年度は「有効利用率 90%」の目標に対し 89%の実績であったが、2021 年より中国で開始された「固体廃棄物の輸入を全面的に禁止する関連事項に関する公告」により、日本国内の廃棄物リサイクル市況が悪化した影響を受けて、2023 年度は前年度より目標値を下げた「有効利用率 80%」を掲げている。しかし、資源の有効利用に努めてきた同社の当該目標は、依然として日本経済団体連合会の循環型社会形成自主行動計画に参画する日本化学工業協会が目標として定めている「2025 年度再資源化率 65%を維持」の水準を上回るものであり、同社は今後中期目標の検討も含めて取り組んでいくとしている。

また、同社は従前、「DIC ゼロエミッション活動」を推進しており、「産業廃棄物の外部最終埋立処分量を 2000 年度比で 95%削減する」という目標を 2010 年度に既に達成している。2021 年度は、各工場における廃棄物の発生抑制の取り組みの強化により、国内同社グループの工場排出量と埋立量は過去 3 年間より削減している。今後も外部埋立処分量と発生量や工場排出量の維持抑制に取り組み、産業廃棄物の外部最終埋立処分量を 2000 年度比で 95%削減することの維持と、「DIC ゼロエミッション活動」の強化に取り組む方針である。海外の生産拠点では、地域統括会社による国や地域の法規制に則った産業廃棄物の適切な処理や、新型処理設備の導入、工程改善等の好事例に関する水平展開を図ること等に取り組

<sup>15</sup> 出典：DIC レポート 2022

んでおり、グローバルな廃棄物の発生抑制及び最終埋立処分量の削減に努めている。また、総合産業廃棄物管理システム（Genesys Eco）を 2019 年度に国内すべての製造拠点へ導入し、廃棄物処理における法令遵守の徹底にも努めている。

三井住友信託銀行は、廃棄物発生量と再資源化の促進による有効利用状況に加え、2024 年度以降の中期目標の検討状況や、ゼロエミッションの継続及び高度化に向けた活動をグローバルにモニタリングしていく方針である。

#### ...(b) 水資源の管理

DIC は、生産における設備の冷却や製品製造、従業員の飲用としてグローバルの各地域で水を利用し、国・地域の規制と同等以上の自主基準を設けて浄化处理し、河川等に排出する等の管理を実施している。具体的には、取水の多くを設備の冷却で使用しているため、水資源の節減に向けてクーリングタワー等による水のリサイクルや、取水源及び排水先ごとの水量の把握等に取り組んでいる。同社は、水資源の節減や管理は世界共通の重要課題という認識の下、渇水、洪水、水質等を含めた水リスクに関し、各生産拠点において評価と対策を実施し、水資源への負荷低減に努めている。

近年、水リスクは地域によってリスクの発生種類や可能性が異なることから、世界自然保護基金（WWF: World Wide Fund for Nature）が提唱する地域の課題を踏まえた目標設定（Setting Site Water Targets Informed By Catchment Context: A Guide For Companies）が求められている。同社は、内部要因と外部要因の両面を含めたリスク評価を行うべく、一般的な評価方法の Aqeduct を用いて外部要因である事業所が位置する「地域の水リスク」を評価し、同社内で実施される調査票のスコアを用いて内部要因である「操業上の水リスク」を評価する同社独自の評価方法を、第三者機関の指導の下で構築した。2021 年には、その評価方法を用いて日本、中国、アジアパシフィックの各拠点でスクリーニング評価を実施し、17 拠点をリスク拠点として抽出のうえ、同社グループ全体に与える事業インパクトを基に各拠点への対策実行に関する優先順位化を行い、事業インパクトの上位 90%に該当する 4 拠点を優先拠点として、第三者機関の指導に基づき対策を実施している。2024 年にリスク拠点の対策の完了を目指し、優先上位から 4 拠点ごとの対策を毎年継続していく予定である。またその後は、よりリスクレベルの低い中リスク事業所を抽出し、2030 年の中リスク拠点の対策完了を目指して、リスク評価の厳格化等に取り組んでいく方針である。

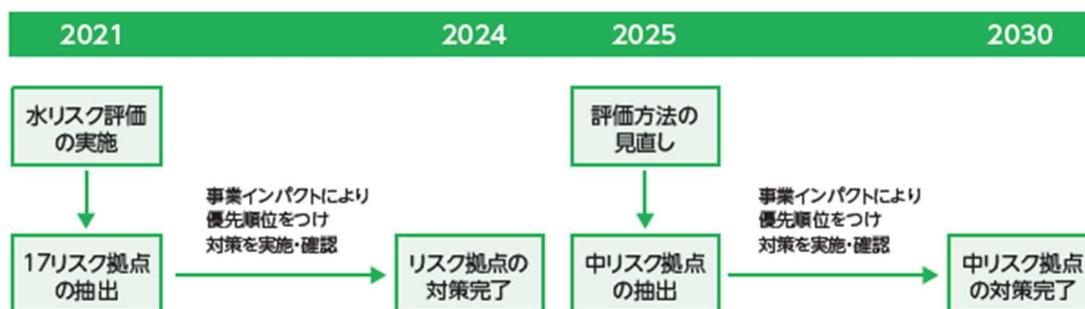


図 13 水リスクアセスメントのロードマップ<sup>16</sup>

三井住友信託銀行は、水リスク評価や対策の実施状況についてモニタリングしていく方針である。

(c) バリューチェーン横断での資源循環に資する活動

DIC は、資源循環の推進には使用済みの製品を廃棄物として取り扱うのではなく、様々な工夫により、再び価値あるものとして扱われるようにする必要があると考え、モノ作りの設計段階から 5R 概念を基盤に、製品のバイオマス化、長期使用化、モノマテリアル化、再資源化を組み入れた製品の提供に取り組んでいる。また、顧客やリサイクル事業者とのパートナーシップにより、再生資源の品質向上、再使用やリサイクルにかかるコストの最小化を図る等、ライフサイクルで経済合理性があり、環境負荷の小さいビジネスモデルの確立も目指している。

同社は、世界的な社会課題である廃プラスチックや海洋プラスチック問題に対し、プラスチックの高度資源循環の社会実装に貢献するため、産官学連携で廃プラスチックの材料再生プロセス開発のプロジェクトに参画し、マテリアルリサイクルの研究に取り組んでいる。2020 年には、調達・開発・製造・物流・リサイクルのバリューチェーンを通じた環境負荷低減の取り組みを推進する株式会社エフピコと、プラスチック製食品トレーの完全循環型リサイクルを 2024 年に達成することを目標に、世界初の溶解分離リサイクル技術を用いた協業を開始している。両社が保有する技術及び回収・リサイクル体制を最大限に活用して 9,600 ヶ所の拠点から回収した使用済み食品容器を、ケミカルリサイクル技術を用いてポリスチレンの原料に還元し、それを用いた製品の製造に取り組んでいる。ライフサイクルにおける廃棄物の削減や、CO<sub>2</sub> 排出量の削減に貢献していく考えである。

<sup>16</sup> 出典：DIC レポート 2022



図 14 ケミカルリサイクルによるポリスチレンの完全循環型モデル<sup>17</sup>

また、2021年には大手製パンメーカーと協業し、パン包装に使用するプラスチック由来の廃棄軟包装フィルムのマテリアルリサイクルを目指し、DICの技術のプラント実装による検証に取り組んでいる。従来のマテリアルリサイクル手法では再生利用できなかった着色されたプラスチック樹脂に対して、DICが開発した印刷インキ除去技術を用いることで、軟包装フィルムの加工及び印刷工程で発生する廃棄軟包装フィルムの用途を拡大させ、資源循環社会に貢献していく考えである。

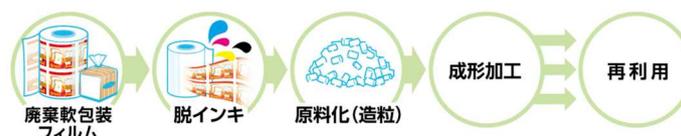


図 15 廃棄軟包装フィルムの再利用工程<sup>18</sup>

加えて、パッケージの減量化や紙リサイクルの促進等、循環型社会の実現に向けた活動に取り組んでおり、今後も資源再生に資する技術の開発及び活用、バリューチェーン全体での取り組みによる循環型社会への貢献に努めるとしている。

三井住友信託銀行は、DICがケミカルリサイクルやマテリアルリサイクル等に他社と協業して取り組んでいる内容のほか、循環型社会に向けてバリューチェーン全体で活動している状況をモニタリングしていく方針である。

<sup>17</sup> 出典：DIC ウェブサイト

<sup>18</sup> 出典：DIC レポート 2022

(4) 人的資本価値の最大化

ポジティブ・インパクトの増大	
<b>SDGs との関連性</b>	
SDGs 目標	「5.ジェンダー」
SDGs ターゲット	「5.5」
<b>インパクトカテゴリー</b>	
「雇用」「包摂的で健全な経済」	
<b>内容</b>	
人的資本価値を最大化する戦略的人材ポートフォリオの構築	
<b>対応方針、目標及び指標 (KPI)</b>	
対応方針	多様性のある人材確保と活躍支援
目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2026 年度 1 月時点、DIC 単体における女性管理職比率 8%</li> <li>・ 2025 年度、DIC 単体における男性社員育児休業取得率 30%</li> </ul>
指標 (KPI)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ DIC 単体における女性管理職比率</li> <li>・ DIC 単体における男性社員育児休業取得率</li> </ul>

DIC は、長期経営計画「DIC Vision 2030」において、人材を経営戦略実行における重要な「資本」として捉え、「人的資本価値を最大化する戦略的人材ポートフォリオ構築」を掲げている。その実現のため、人材育成、人材流動性（採用・維持・サクセッション）、エンゲージメント向上、組織力向上を重点施策に位置づけ、それらを支える人事機能プラットフォームの整備に取り組むとしている。同社は、ダイバーシティ&インクルージョンを人的資本経営の基盤と捉え、多様性を互いに理解、尊重することで創造的な思考を生み出す企業文化を醸成し、新しい価値観を経営に反映させるべく「ダイバーシティ経営」を志向しており、競争優位の源泉として多様性を強みに転換することを目指している。

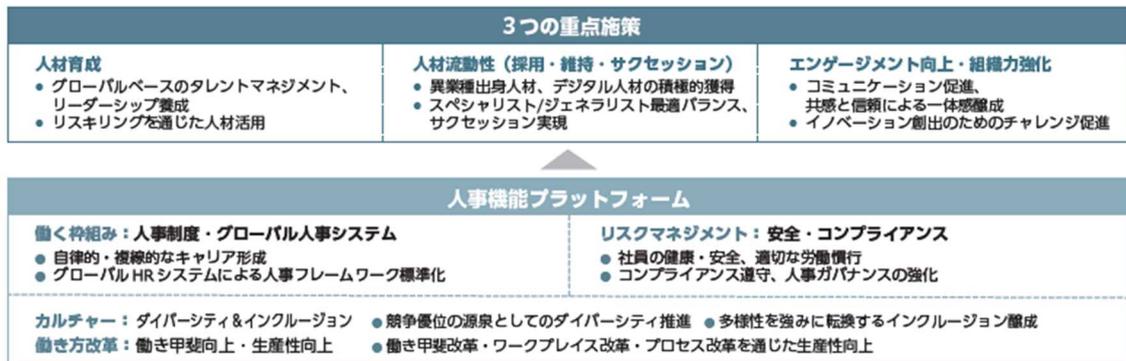


図 16 重点人事施策と人事機能プラットフォーム<sup>19</sup>

<sup>19</sup> 出典：DIC レポート 2022

同社は、ダイバーシティロードマップを策定しており、2020年にはワークスタイルの抜本的見直しを図る期間限定のプロジェクト「WSR2020 (Work Style Revolution 2020)」を発足のうえ、ダイバーシティをテーマの1つに取り上げてコミュニケーションの促進とキャリア支援を目的とした施策を実施し、その進捗を経営層が確認する体制で全ての社員にとって働きがいのある職場づくりの推進に取り組んでいる。2022年度からは、全社員参加型委員会制に移行し、対応の強化に努めている。また、年に1度エンゲージメントサーベイを実施し、社員のエンゲージメント状況を定期的に把握し、次年度のダイバーシティ活動計画の策定に反映させる等、活動の高度化にも取り組んでいる。

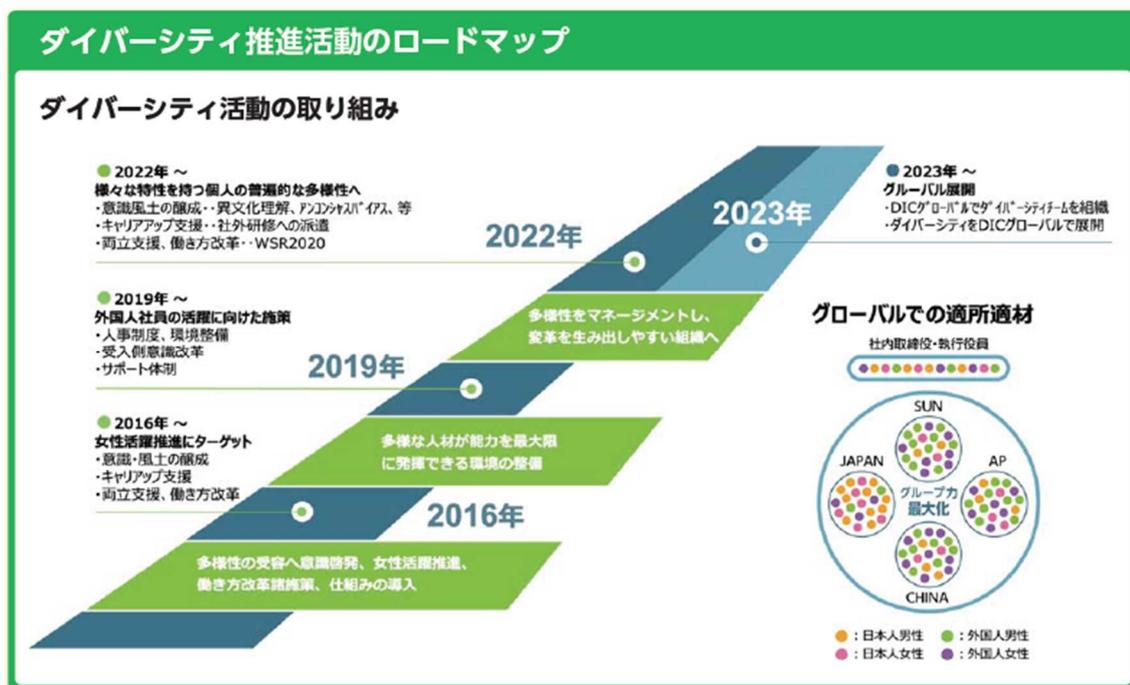


図 17 ダイバーシティロードマップ<sup>20</sup>

グローバルに事業を展開する同社は、ESG 経営の推進による経営基盤の高度化に向けて、性別や国籍、障がいの有無に問わず活躍できる環境を目指し、役員や社員のダイバーシティの達成数値目標に加え、ダイバーシティを促進するためのワークライフバランスに関連する数値目標について、以下のとおり設定、公表している。

<sup>20</sup> 出典：DIC レポート 2022

表 3 ダイバーシティインクルージョン達成に向けた目標<sup>21</sup>

DIC		実績			目標	
1	取締役・監査役に占める外国人・女性比率	2022年 1月	15.4%	⇒	2026年 1月	20.0%
2	執行役員に占める外国人・女性比率		13.6%	⇒		20.0%
3	女性管理職比率		6.3%	⇒		8.0%
4	採用に占める外国人の比率	2021 年度	1.5%	⇒	2025 年度	5.0%
5	新卒採用に占める女性の比率		31.0%	⇒		30%維持
6	中途採用に占める女性の比率		9.9%	⇒		30.0%
7	男性社員育児休業取得率		3.8%	⇒		30.0%
8	子育てパートナー休暇取得率		72.6%	⇒		90.0%
9	障がい者雇用率		2.6%	⇒		法定以上

#### i. 女性活躍の推進

DICは、ダイバーシティ推進の一環として女性活躍推進に取り組んでおり、2007年より仕事と育児の両立支援を推進する活動を開始し、2016年からは女性がさらに活躍できる職場にするため、社員の意識改革や企業風土の変革、女性のチャレンジ意欲向上を目的とする研修や職務領域の拡大等に取り組んできた。

1986年に化学業界で初めて育児休業制度を導入した同社は、その後も一般社員が転居を伴う転勤の有無を選択できる制度に加え、2012年には管理職が出産・育児、介護等の理由で転居を伴う転勤が困難な場合に対処可能な「勤務地域限定制度」を導入する等、仕事と育児を含めた家庭全体の両立支援に向けた制度を数多く導入し、利用促進を図っている。2008年には、次世代育成支援対策を積極的に推進する企業として、「くるみん」認証を厚生労働省から取得している。

<sup>21</sup> 出典：DICレポート2022

表 4 仕事と家庭の両立支援制度の一覧<sup>22</sup>

育児休業制度	最長で法定を1年上回る「子どもが2歳6ヶ月になるまで」の期間、休業することが可能
妊娠～育児に係る有給休暇制度	通院休暇：定期検診や保健指導を受けるために通院休暇を取得することができる
	母性保護特別休暇：妊娠中および産後1年以内の女性社員は、10日間を限度とする母性保護特別休暇を取得することができる(産後取得分は無給)
	子育てパートナー休暇：育児への参画を目的に、子が生後8週間の期間にある男性社員は連続5日間の休暇を取得することができる
	小児看護休暇：取得期間については、法定を超えて子が小学校3年生まで取得することができる(1休年度5日まで有給)
育児勤務制度	子どもが小学校3年の年度末に至るまでの期間、勤務時間を短縮する、または、勤務時間をずらすことができる
経済的支援制度の整備	不妊治療や保育施設利用などで、高額な支払いが生じた際に融資を受けることができる また、育児休業中の無給期間、賞与の一部の貸与を受けることができる
原職復帰制度	育児休業者が復帰する際、職場を原職またはその相当職とする
利用促進のための情報提供	イントラネット上に、DICの両立支援への考え方、諸制度の概要、利用方法などを分かりやすく解説したウェブサイトを開設
介護休業制度	介護のための休業期間を最長で法定の93日を上回る「1年間」に設定、 また6回までの分割取得も可能(2018年1月～)
介護勤務制度	休業せずに介護する社員は、3年間まで最大2時間勤務を短縮でき、残業時間の免除は本人の申し出があるまで無制限に可能(2018年1月～)
配偶者同行休業制度	1年以上海外に滞在する予定のある配偶者に同行するために、休業することができる 休業期間は1年以上、3年間を限度として、在職中1回限り取得可能
勤務地域限定制度	管理職が出産・育児、介護などの理由から、転居を伴う転勤に対応不可である場合、勤務地域を限定することができる
治療と仕事の両立支援制度	治療と仕事の両立のために継続的に必要な、就業上の措置や治療への配慮を受けることができる
半日・時間単位の年次有給休暇制度	年次有給休暇を半日単位で取得することができる。また、5日分を限度として時間単位で取得することができる
保存有給休暇制度	時効消滅する年次有給休暇を上限30日まで保存し、本人の傷病および家族の介護や子の看護、不妊治療等に使用することができる

また同社は、女性社員が最大限に能力を発揮して成果に繋げることのできる職場環境を整備するため、2016年4月1日から2020年12月31日までを対象期間とした「女性活躍推進法行動計画」を策定し、女性の管理職・役員候補の育成、女性社員の業務目標設定が適切かどうかの検証、柔軟な勤務制度の拡充、営業職や製造業務と育児の両立、男性社員の育児・家事支援に向けた意識改革を同社の課題として設定し、各施策に取り組んできた。女性管理職・役員候補の育成に関しては、「役付資格社員の女性占有率を8%とする」を目標に掲げ、管理職を対象にした性別役割分担意識の払拭、男女に関わらず個人の能力に応じた部下育成をするための再教育、公正な評価を実行するための研修、管理職手前の職位にいる女性社員を対象に意欲向上を促進する研修の開催に取り組んできた。当該目標

<sup>22</sup> 出典：DICレポート2022

に関し、2015年の実績は2.6%であったが、2021年には約2倍以上の5.9%に増加した。結果としては未達成となったものの、制度や環境の整備により2016年以降女性社員の勤続年数が伸び、男性社員のそれを上回る傾向が続いている。

表5 2016年以降の女性活躍推進活動の経緯<sup>23</sup>

2016年～	職場の風土醸成 役付社員の意識改革	● 社長メッセージ
		● 啓発講演会
		● 男女統一ユニフォーム
		● 女性社員対象のキャリア形成支援セミナーの開催
	女性社員の意欲向上	● 女性社員対象意識啓発研修
		● ロールモデル紹介
		● 女性社員を対象とする意識啓発セミナーの開催
		● 女性活躍推進フォーラムの開催
		● 女性リーダー育成プログラム実施
	女性社員の職域拡大	● 異業種合同リーダー育成プログラム
		● 製造職・営業外勤務への女性社員配属
		● 転勤・異動・職務ローテーションの促進
	両立支援制度の整備・ 利用促進のための環境整備	● 女性の採用人数増
		● 両立支援制度の整備
		● 両立支援制度ガイドLibraの開設、育児休業中社員のためのe-ラーニング導入
		● 役付社員勤務地域限定制度の導入
		● テレワーク開始
	役員によるサポート体制	● フレックスタイム制度適用拡大
		● 役員・ライン長を対象としたダイバーシティ講演の開催
		● 役員を講師とした女性社員対象ランチセミナーの開催
● 役員ラウンドテーブルの実施		

長期経営計画「DIC Vision 2030」では、2026年を達成目標年として「女性活躍推進法行動計画」と同様の目標である「2026年度1月時点、女性管理職比率8%」を掲げ、エンゲージメントサーベイの分析結果による課題の解決に向けた施策の実施等に取り組み、女性活躍推進活動を積極的に推進する方針である。

なお同社は、これまでの女性活躍推進活動やそれに伴った実績に加え、積極的に情報開示している点が評価され、女性活躍推進に優れた企業として経済産業省と東京証券取引所が共同で主催する「なでしこ銘柄」に、2019年から4年連続で選定されている。

三井住友信託銀行は、女性管理職比率に加え、女性がさらに活躍できる職場の実現に向けた社員の意識改革や企業風土の変革、女性のチャレンジ意欲向上を目的とした研修等の実施状況についてもモニタリングしていく方針である。

<sup>23</sup> 出典：DICレポート2022

## ii.男性社員の育児休業取得推進

DIC は、ダイバーシティを推進するためにはワークライフバランスの推進が必要という考えから、男性の育児休業に関する取り組みも推進しており、子どもが生後 8 週間の期間にある男性社員は 5 日間の休暇を取得することができる「子育てパートナー休暇制度」等、仕事と育児の両立支援制度の整備と、両立支援制度ガイド「Libra」の開設や育児休業中社員のための e-ラーニング導入等による、制度活用のための環境整備を推進している。

2016 年 1 月 1 日から 2020 年 12 月 31 日までを対象期間とした「女性活躍推進法行動計画」の中では、「子育てパートナー休暇を含む男性の育児休業取得率を 80%とする」を目標に掲げ、男性社員の育児・家事支援に向けた意識改革を目的に、社員意識調査等を通しての男性の育児休業取得を阻害している事項の洗い出しや、男性が育児休業を取得することの意義についての啓発活動、「共働き」をテーマにした研修や男性の育児参画を考える企画の立案等に取り組んだ。その結果、2015 年の実績は 55%であったが、2022 年度には 80.6%までに向上している。

また、同社は長時間労働の防止と年次有給休暇の取得促進するための勤務管理システムを導入し、業務内容の確認や長時間労働の原因、具体的な改善策等の報告を受け、労働組合と情報共有するサイクルを回して長時間労働の抑制・削減に努めるほか、人事制度の基軸となる昇格・評価・報酬制度の共通化等に取り組んでいる。そのほか、健康経営宣言に基づく健康経営活動を推進し、健康づくりやメンタルヘルス等に関する施策を数多く展開する等の制度と環境の充実により、育児休業制度を利用する社員の復職率は直近数年間 100%となっている。

「DIC Vision 2030」では「2025 年度、男性社員育児休業取得率 30%」を掲げ、今後も社内制度と環境の整備によって、男性育児休暇や育児パートナー休暇の積極的な取得を推進していく方針である。

三井住友信託銀行は、男性育児休業取得率に加え、人的資本価値の最大化を進める各施策や、女性活躍推進及び男性育児休業取得推進の取り組み、外国籍社員や障がい者も対象に含めたダイバーシティ&インクルージョン推進に関する活動状況についてモニタリングしていく方針である。

(5) 保安防災と労働安全衛生及び化学品・製品安全の推進

ネガティブ・インパクトの低減	
<b>SDGs との関連性</b>	
SDGs 目標	「3.保健」「8.経済成長と雇用」「12.持続可能な消費と生産」
SDGs ターゲット	「3.9」「8.8」「12.4」
<b>インパクトカテゴリー</b>	
「保健・衛生」「雇用」「水（質）」「大気」「土壌」	
<b>内容</b>	
安全・環境・健康への取り組み推進	
<b>対応方針、目標及び指標（KPI）</b>	
対応方針	レスポンシブル・ケアの推進
目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・レスポンシブル・ケア活動を通じて人の安全・健康、環境の保護がより一層確保される社会の実現</li> <li>・DIC グループにおける無事故無災害の達成</li> <li>・2024 年度、CIGNAS システムのグローバル（日本地区・中国地区・アジアパシフィック地区）運用開始</li> </ul>
指標（KPI）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・レスポンシブル・ケア活動の推進状況</li> <li>・DIC グループにおける総労働災害度数率</li> <li>・CIGNAS システムの運用状況</li> </ul>

DIC は、化学物質を製造、販売するグローバルな企業として、1992 年に「環境・安全・健康の理念と方針」を制定したほか、1995 年には「レスポンシブル・ケア」実施を宣言し、2006 年 1 月には「レスポンシブル・ケア世界憲章支持宣言書」に署名する等、レスポンシブル・ケア活動<sup>24</sup>を推進している。

現在は、安全・環境・健康の確保を経営基盤として事業活動の全てに徹底することを掲げる「安全・環境・健康に関する方針」の下、①働く人々の安全と健康を確保する「労働安全衛生」、②火災、爆発、化学物質の流出事故の防止を目的とする「保安防災」、③化学物質の排出及び廃棄物の発生量の継続的低減を図る「環境保全」、④流通時における化学品のリスク軽減を目的とする「物流安全」、⑤化学製品のリスク管理を図る「化学品・製品安全」、⑥環境・安全・健康に関する地域社会とのコミュニケーションを図る「社会との対話」、⑦6 つのコードをシステムとして統一的に運用する「マネジメントシステム」で構成されるレスポンシブル・ケアコード<sup>25</sup>に基づき、審議・承認機関であるサステナビリティ委員会の下でレ

<sup>24</sup> 化学物質を製造し、または取り扱う事業者が、自己決定・自己責任の原則に基づき、化学物質の開発から製造、流通、使用、最終消費を経て廃棄に至る全ライフサイクルにわたって、環境・安全・健康を確保することを経営方針において公約し、環境・安全・健康面の対策を実施し、改善を図っていく自主管理活動。

<sup>25</sup> 一般社団法人日本化学工業協会レスポンシブル・ケア委員会が定めた、レスポンシブル・ケア活動を通じて人の安全・健康、環境の保護がより一層確保される社会の実現を目的とする基本的実施事項。

スポンシブル・ケア部が年度計画を策定し、新入社員研修から継続的に開催するレスポンスブル・ケア教育や、環境月間及び安全週間のタイミングで社長より安全・環境に関するメッセージを発信する等の啓発活動を推進している。また、同活動計画から、国内外の地域の統括会社が地域ごとの活動計画を策定し、事業会社及び工場・研究所が安全環境グループと一体となってレスポンスブル・ケア活動のPDCAサイクルを回していることに加えて、年度ごとにレスポンスブル・ケア部による安全環境監査や、経営層による見直しを実施しており、活動の高度化にも努めている。

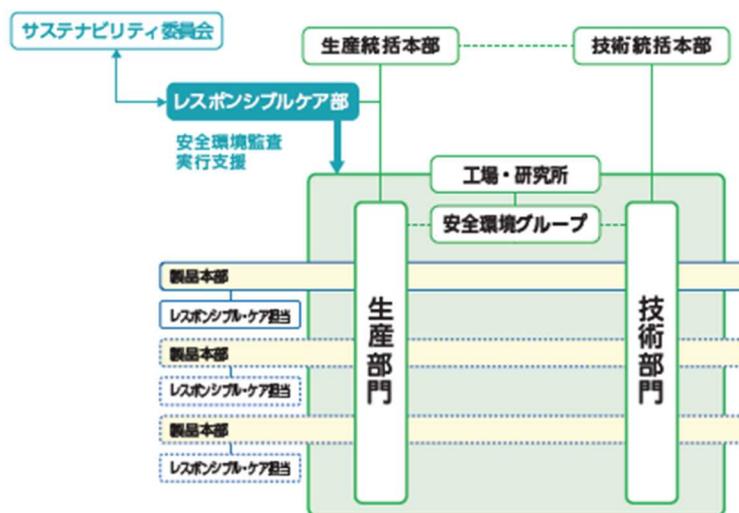


図 18 レスポンスブル・ケア推進体制<sup>26</sup>

### i.労働安全

DIC では、安全操業は持続可能な成長を支える事業の根幹であるとの考えに基づき、その実現に向け、グループ全体・従業員一人ひとりが「安全第一」を共通認識として、労働安全衛生・保安防災に取り組んでいる。

具体的には、サステナビリティ委員長（代表取締役社長）を最高責任者とし、事業会社及び工場・研究所の安全環境グループと本社レスポンスブル・ケア部が連携をとりながら、安全衛生活動を推進している。定期的に各事業所等の安全環境グループとの会合や情報交換を実施し、重点課題及び目標の達成状況を確認し進捗を管理している。また、海外同社グループにおいては、地域ごとに目標を設定し、本社のレスポンスブル・ケア部と地域統括会社が一体となってリスクアセスメント、事故災害の分析、改善策の推進、国内外での研修実施等に取り組み、労働安全衛生の持続的なレベルアップを図っている。

DIC は、国や地域ごとに異なる法規制や労働環境・慣習の中で多種多様な事業を展開し、事業ごとに設備・機械、取り扱う原材料が異なっていることを考慮し、各地の実情に即した「基準や指標（ものさし）」を整備している。地域ごとに事故・災害・通報等の定義付けを

<sup>26</sup> 出典：DIC レポート 2022

行い、労働安全に関する統計データを集計し、グループ内で情報共有を図っている。これにより、各グループ会社は安全操業の度合いを客観的に比較、評価でき、国・地域ごとに精度の高い目標設定や改善プログラムの策定に役立てている。また、マネジメントシステムに関しても、世界共通基準として認知されている「OHSAS18001」もしくは「ISO45001」の導入を進め、特に10ヶ国に17グループ会社が存在するアジアパシフィック地区では、労働安全衛生に関する認識レベル統一のためにもマネジメントシステムの導入を積極的に支援しており、2021年12月時点で生産数量に対する取得率は98%となっている。

これらの活動を行う同社は、ゼロ災害に向けて、100万労働時間当たりの労働災害死傷者数(死亡災害+休業災害+不休業災害)を「総労働災害度数率(TRIR, Total Recordable Injury Rate)」と定義し、各地域で目標を設定している。2021年度は、全地域でのTRIRが改善された影響を受けて、グローバルにおける実績は目標値の4.35に対し3.69となり、目標を達成している。労働災害における死亡は無かったものの、今後、リスクアセスメントの強化や工学的対策の推進による災害者数の低減に加え、休業災害の発生原因を分析し、作業改善に反映する等、事故災害の予防に努めるとしている。

## ii. 化学品・製品安全

DICは、プロダクト・スチュワードシップをレスポンシブル・ケア活動の基盤に位置づけ、ステークホルダーに製品のライフサイクルに亘る適切な取り扱いをするための情報提供と、国内外の化学物質規制に関する社員の意識・知識レベルの向上を目的にした、法令遵守教育を推進している。

2006年に国連より勧告されたGHS<sup>27</sup>の国内の労働安全衛生法への施行と同時にSDS<sup>28</sup>の提供を開始し、2009年には、原材料から製品まで多くの化学物質情報を一元管理し、国内の化審法を始めとするグローバルな法規制への対応及び顧客からの情報提供依頼に対応可能な「CIRIUS」(シリウス:国内向け化学物質情報総合管理システム)を自社開発した。また、2013年には最大46ヶ国の言語に対応可能な「WERCS」を稼働させ、2015年より海外の関係会社でも順次利用が開始されているほか(現在11ヶ国23社で利用)、サンケミカルグループでは2006年からATRIONの運用を開始しており、品質の高い情報を顧客に発信することに取り組んでいる。

DICは、各国における化学物質関連規制の強化や、顧客からの化学物質に関する各種調査依頼の増大等にグローバルで適切に対応するため、既存の化学物質情報管理システム「CIRIUS」と「WERCS」の機能を統合、強化し、さらに海外同社グループへの展開も視野に入れた新たなグローバル化学物質情報管理システム「CIGNAS」の構築と、グローバルな運用に向けて取り組んでいる。

<sup>27</sup> Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals の略。2003年に国連が勧告した化学品の分類および表示に関する世界調和システム。

<sup>28</sup> Safety Data Sheet の略。化学品の安全な取り扱いを確保するために、化学品の危険有害性等に関する情報を記載した文書。

2019年7月には、新グローバル化学物質情報管理システム構築のためのプロジェクト（GCIP）を立ち上げ、新システムの設計・開発のみならず、システム稼働後の円滑な運用のため、システムを活用して行う化学物質管理業務の見直しとグローバル標準化、化学物質管理マネジメントシステム構築の準備も併せて開始した。2019年と2021年には、海外の同社グループを訪問して現行の化学物質管理業務についてヒアリングを行い、各社における業務の理解を深め、プロジェクトの検討内容に反映させており、2021年には日本で先行稼働を開始し、2022年には中国地区での稼働を開始している。今後、アジアパシフィック地区の各社に展開し2024年までに順次稼働する計画となっており、本PI評価では、新グローバル化学物質情報管理システムと、当該新システムを活用した適切な化学物質情報の管理体制の構築に向けた取り組みの推進によって、ステークホルダーへの適切な情報提供や環境負荷低減製品の開発が推進されると期待されている。

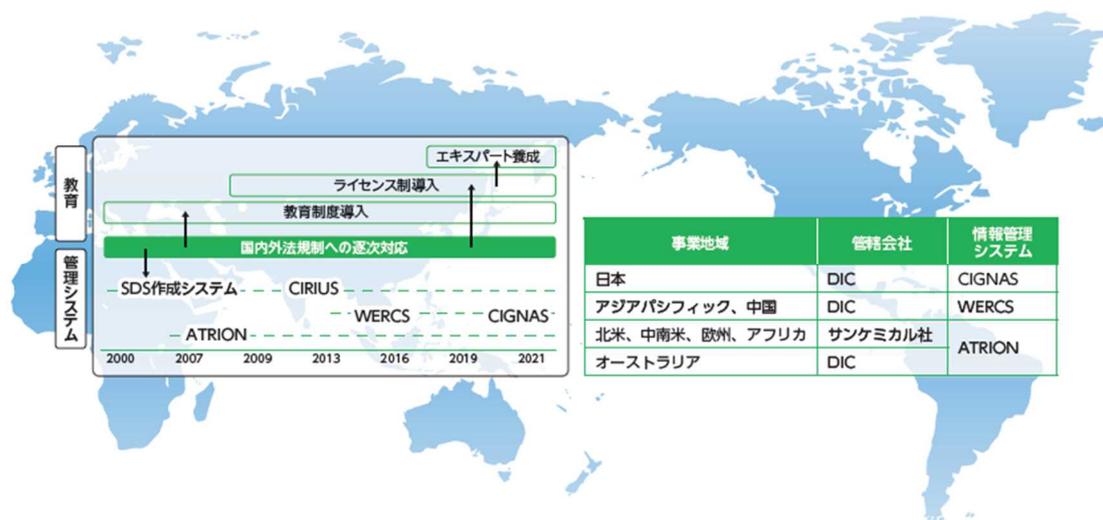


図 19 化学物質総合管理システムのカバー状況<sup>29</sup>

また、2022年に化学物質の自律的な管理のための実施体制確立と、化学物質の危険性・有害性に関する情報の伝達強化を目的とした取り組みに重点が置かれた改正労働安全衛生法が交付されたことに伴い、DICは改正された労働安全衛生法に準じた化学物質管理に取り組むとともに、改正労働安全衛生法に準拠したSDSの作成と配布を推進するとしている。

三井住友信託銀行は、DICによる人の安全・健康、環境の保護に向けた活動の高度化等の状況、国内外で安全文化の醸成や教育を実施する等のゼロ災害に向けた活動状況、CIGNASシステムの運用開始状況に加えて、国内外の各法規制への対応状況についてもモニタリングしていく方針である。

<sup>29</sup> 出典：DICレポート2022

### 3-2. JCR による評価

JCR は、本 PI 評価の KPI に基づくインパクトについて、PIF 原則に例示された評価基準に沿って以下のとおり確認した結果、多様性・有効性・効率性・追加性が期待されると評価している。当該 KPI は、上記のインパクト特定及び DIC のサステナビリティ活動の内容に照らしても適切である。

#### ① 多様性：多様なポジティブ・インパクトがもたらされるか

本PI評価に基づくファイナンスは、DICのバリューチェーン全体を通して、多様なポジティブ・インパクトの発現及びネガティブ・インパクトの抑制が期待される。

各KPIが示す5項目のインパクトは、以下のとおりそれぞれ幅広いインパクト領域に亘っている。

- (1) 社会の持続的繁栄に貢献する価値の創出：「保健・衛生」、「資源効率・安全性」、「廃棄物」、「気候」、「情報」に係るポジティブ・インパクト及びネガティブ・インパクト
- (2) カーボンニュートラル社会の実現：「資源効率・安全性」、「気候」に係るネガティブ・インパクト
- (3) 資源循環型社会の創出：「資源効率・安全性」、「廃棄物」、「水（入手可能性）」に係るネガティブ・インパクト
- (4) 人的資本価値の最大化：「雇用」、「包摂的で健全な経済」に係るポジティブ・インパクト
- (5) 保安防災と労働安全衛生及び化学品・製品安全の推進：「保健・衛生」、「雇用」、「水（質）」、「大気」、「土壌」に係るネガティブ・インパクト

また、これらをバリューチェーンの観点から見ると、例えば製造段階では労働安全衛生・保安防災や水リスク管理の推進、製造・使用・廃棄段階では「サステナブル製品」の拡大、そして全段階に亘る化学物質情報管理体制構築やCO<sub>2</sub>排出量削減の推進等が挙げられる。

#### ② 有効性：大きなインパクトがもたらされるか

本PI評価に基づくファイナンスは、大きなポジティブ・インパクトの発現及びネガティブ・インパクトの抑制が期待される。

DICは、世界63の国と地域で「パッケージング&グラフィック」、「カラー&ディスプレイ」、「ファンクショナルプロダクト」事業を展開し、印刷インキ、有機顔料、PPSコンパウンドで世界トップシェアの地位を確立するグローバル企業であり、2021年度の連結売上高は8,554億円となっている。本PI評価では、KPIの1つとして「サステナブル製品の売上高比率」が設定され、2030年度に60%とすることが目指されており、カーボンニュートラルやサーキュラーエコノミーの実現等への大きな貢献が期待される。また、

2013年度比のCO<sub>2</sub>排出量削減率（Scope 1&2）を2030年度に50%とする意欲的な目標が設定される等、各目標の達成を通じてネガティブ・インパクトの抑制も期待される。一方、インパクトをよりの確に捉えられるKPIとするため、今後「サステナブル製品」を定義する「サステナビリティ指標」のさらなる精緻化が望まれる。

### ③ 効率性：投下資本に比して大きなインパクトがもたらされるか

本PI評価に基づくファイナンスは、効率的なポジティブ・インパクトの発現及びネガティブ・インパクトの抑制が期待される。

DICは、「パーパスドリブンな経営」を推進するため、2022年2月に経営ビジョンを再定義するとともに、当該ビジョンの実現に向けて長期経営計画「DIC Vision 2030」を策定した。当該計画では、貢献する社会を「グリーン社会」、「デジタル社会」、「QOL社会」としたうえで同社の強みを活かせる5つの重点事業領域を定め、「社会の持続的繁栄に貢献する事業ポートフォリオを構築」するとともに、「地球環境と社会のサステナビリティ実現に貢献」することを目指している。同社は、当該計画の策定を踏まえ、中長期で同社のパフォーマンスに大きな影響を与え得る「マテリアリティ」を特定しており、今後それらに対して改めてKPIを設定する考えである。同社社長が委員長を務める「サステナビリティ委員会」では、「サステナビリティ基本方針」の下で設けられた「サステナビリティ・テーマ」の進捗状況が定期的に報告されるほか、サステナビリティ推進に係る方針・計画の立案をはじめ、サステナビリティに係る重要事項の審議が行われ、審議内容及び結果は取締役会に報告されている。

本PI評価の各KPIが示すインパクトは、主として同社のマテリアリティに係るものであり、本PI評価に基づくファイナンスの後押しによってインパクトの効率的な発現・抑制が期待される。

### ④ 倍率性：公的資金や寄付に比して民間資金が大きく活用されるか

各KPIが示すインパクトについて、本項目は評価対象外である。

### ⑤ 追加性：追加的なインパクトがもたらされるか

本PI評価に基づくファイナンスは、以下にリストアップしたとおり、SDGsの17目標及び169ターゲットのうち複数の目標・ターゲットに対して、追加的なインパクトが期待される。

(1) 「社会の持続的繁栄に貢献する価値の創出」に係る SDGs 目標・ターゲット



**目標 3 : すべての人に健康と福祉を**

**ターゲット 3.4** 2030 年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて 3 分の 1 減少させ、精神保健及び福祉を促進する。



**目標 7 : エネルギーをみんなに そしてクリーンに**

**ターゲット 7.3** 2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。



**目標 9 : 産業と技術革新の基盤をつくろう**

**ターゲット 9.1** すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。



**目標 12 : つくる責任 つかう責任**

**ターゲット 12.4** 2020 年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。



**目標 13 : 気候変動に具体的な対策を**

**ターゲット 13.1** すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応力を強化する。

(2) 「カーボンニュートラル社会の実現」に係る SDGs 目標・ターゲット



**目標 7 : エネルギーをみんなに そしてクリーンに**

**ターゲット 7.2** 2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。

**ターゲット 7.3** 2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。



**目標 13 : 気候変動に具体的な対策を**

**ターゲット 13.1** すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応力を強化する。

(3) 「資源循環型社会の創出」に係る SDGs 目標・ターゲット



目標 6 : 安全な水とトイレを世界中に

**ターゲット 6.4** 2030 年までに、全セクターにおいて水の利用効率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取及び供給を確保し水不足に対処するとともに、水不足に悩む人々の数を大幅に減少させる。



目標 12 : つくる責任 つかう責任

**ターゲット 12.4** 2020 年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。

**ターゲット 12.5** 2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。

(4) 「人的資本価値の最大化」に係る SDGs 目標・ターゲット



目標 5 : ジェンダー平等を実現しよう

**ターゲット 5.5** 政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。

(5) 「保安防災と労働安全衛生及び化学品・製品安全の推進」に係る SDGs 目標・ターゲット



目標 3 : すべての人に健康と福祉を

**ターゲット 3.9** 2030 年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。



目標 8 : 働きがいも 経済成長も

**ターゲット 8.8** 移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、すべての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。



目標 12 : つくる責任 つかう責任

**ターゲット 12.4** 2020 年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。

#### 4. モニタリング方針の適切性評価

三井住友信託銀行は、DIC の事業活動から意図されたポジティブ・インパクトが継続して生じていること、重大なネガティブ・インパクトが引き続き適切に回避、低減されていることを継続的にモニタリングする。なお、各 KPI に係る目標については、本 PI 評価に基づくファイナンスの契約期間後の目標年度までの施策や、契約期間中に目標年度が到来した場合の後続目標の設定状況等についても確認する。

DIC は、統合報告書、ウェブサイト等でサステナビリティに関する定性的、定量的な情報を開示している。三井住友信託銀行は、それらの開示情報やその他の各種公開情報を確認することにより、達成状況等をフォローアップすることが可能である。イベント発生時には、DIC から状況をヒアリングすることに努め、必要に応じて対応策等に関するエンゲージメントを行う。そのため、本 PI 評価の実施にあたり、インパクトを生み出す活動や KPI 等に関して、継続的、定期的、かつ必要に応じて適時に情報開示することを DIC に要請している。DIC は、本 PI 評価の有効期間中、各インパクトに関して、目標達成に向けた取り組みを継続していくとしており、三井住友信託銀行はその進捗度合いについても併せてモニタリングを行い、その結果について同行のグループホームページに開示していく。

なお、モニタリングの結果、DIC のサステナビリティ活動に重大な影響を与える事象（同社のサステナビリティ方針・推進体制の変更、マテリアリティの変更、重要な M&A 等の発生、異常気象の発生や規制の追加等外部環境の重大な変化等）が認められ、本 PI 評価で特定されたインパクトに変更が生じた場合、あるいは当該インパクトに係る目標・KPI に変更が生じた場合、三井住友信託銀行は本 PI 評価の内容について更新を行う。

また、本 PI 評価に基づくファイナンスの資金提供者となった三井住友信託銀行以外の金融機関等は、上記モニタリング結果について三井住友信託銀行のグループホームページで確認することができる。当該金融機関等は、モニタリング結果の確認を踏まえ、必要に応じて自らの判断において DIC と直接エンゲージメントを行うこととなっている。

JCR は、以上のモニタリング方針について、本 PI 評価のインパクト特定及び KPI の内容に照らして適切であると評価している。

#### 5. モデル・フレームワークの活用状況評価

JCR は上記 2~4 より、本 PI 評価において、SDGs に係る三側面（環境・社会・経済）を捉えるモデル・フレームワークの包括的インパクト分析（インパクトの特定・評価・モニタリング）が、十分に活用されていると評価している。

#### IV. PIF 原則に対する準拠性について

JCR は、三井住友信託銀行の PIF 商品組成に係るプロセス、手法及び社内規程・体制の整備状況、並びに DIC に対する PI 評価について、以下のとおり確認した結果、PIF 原則における全ての要件に準拠していると評価している。

##### 1. 原則 1 定義

原則	JCR による確認結果
PIF は、ポジティブ・インパクト・ビジネスのための金融である。	本 PI 評価は、三井住友信託銀行が DIC のポジティブ・インパクト・ビジネスを支援するための PIF を実施する枠組みと位置付けられている。
PIF は、持続可能な開発の三側面（経済・環境・社会）に対する潜在的なネガティブ・インパクトが十分に特定、緩和され、一つ以上の側面でポジティブな貢献をもたらす。	本PI評価に基づくファイナンスでは、経済・環境・社会の三側面に対するネガティブ・インパクトが特定、緩和され、ポジティブな成果が期待される。
PIF は、持続可能性の課題に対する包括的な評価により、SDGs における資金面の課題への直接的な対応策となる。	本 PI 評価に基づくファイナンスは、SDGs との関連性が明確化され、当該目標に直接的に貢献し得る対応策となる。
PIF 原則は、全カテゴリーの金融商品及びそれらを支える事業活動に適用できるよう意図されている。	本 PI 評価では、タームローンをはじめとする各種ファイナンスが想定されている。
PIF 原則はセクター別ではない。	本 PI 評価では、DIC の事業活動全体が分析されている。
PIF 原則は、持続可能性の課題における相互関連性を認識し、選ばれたセクターではなくグローバルなポジティブ及びネガティブ・インパクトの評価に基づいている。	本 PI 評価では、各インパクトのポジティブ・ネガティブ両面が着目され、ネガティブな側面を持つ項目にはその改善を図る目標が、ポジティブな側面を持つ項目にはその最大化を図る目標が、それぞれ設定されている。

2. 原則 2 フレームワーク

原則	JCR による確認結果
<p>PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。</p>	<p>三井住友信託銀行は、ポジティブ・インパクトを特定しモニターするためのプロセス・方法・ツールを開発した。また、運営要領として詳細な規程を設けており、職員への周知徹底と評価の一貫性維持に有効な内容となっている。一方、今後案件数を重ねる中で、投融資判断の参考となるポジティブ・インパクトの尺度につき具体的な基準を検討していくことで、PIF としてより効果的な投融資を実行し得るものと考えられる。</p>
<p>事業主体は、ポジティブ・インパクトを特定するための一定のプロセス・基準・方法を設定すべきである。分析には、事業活動・プロジェクト・プログラムだけでなく、子会社等も含めるべきである。</p>	<p>三井住友信託銀行は、モデル・フレームワークに沿って、ポジティブ・インパクトを特定するためのプロセス・基準・方法を設定しており、子会社等を含む事業活動全体を分析対象としている。</p>
<p>事業主体は、ポジティブ・インパクトの適格性を決定する前に、一定の ESG リスク管理を適用すべきである。</p>	<p>三井住友信託銀行は、ポジティブ・インパクト分析に際し、UNEP FI から公表されているインパクト・レーダー及びインパクト分析ツールを活用している。</p>
<p>事業主体は、金融商品として有効な期間全体に亘り意図するインパクトの達成をモニターするための、プロセス・基準・方法を確立すべきである。</p>	<p>三井住友信託銀行は、モニタリングのためのプロセス・基準・方法を確立している。</p>
<p>事業主体は、上記のプロセスを実行するため、必要なスキルを持ち、然るべき任務を与えられたスタッフを配置すべきである。</p>	<p>三井住友信託銀行には、上記プロセスを実行するために必要なスキルを持つ担当部署・担当者が存在している。</p>
<p>事業主体は、上記プロセスの導入について、必要に応じてセカンド・オピニオンや第三者による保証を求めるべきである。</p>	<p>三井住友信託銀行は、今般 JCR にセカンド・オピニオンを依頼している。</p>

<p>事業主体は、プロセスを随時見直し、適宜更新すべきである。</p>	<p>三井住友信託銀行は、社内規程によりプロセスを随時見直し、適宜更新している。本第三者意見に際し、JCRは2022年8月改定の同行社内規程を参照している。</p>
<p>ポジティブ・インパクト分析は、例えば商品・プロジェクト・顧客に関する研修や定期的なレビューの際、既存のプロセスと同時に行うことができる。ポジティブ・インパクト分析は、一般に広く認められた既存のツール・基準・イニシアティブがあれば、それらを有効に活用することができる（例えばプロジェクト・ファイナンスでは、赤道原則は一般に広く認められたリスク管理基準である）。</p>	<p>三井住友信託銀行は、ポジティブ・インパクト分析に際し、参考となる基準等が明記されたUNEP FIのインパクト・レーダー及びインパクト分析ツールを活用している。</p>

### 3. 原則3 透明性

原則	JCRによる確認結果
<p>PIFを提供する事業主体（銀行・投資家等）は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ポジティブ・インパクトとして資金調達する活動・プロジェクト・プログラム・事業主体、その意図するポジティブ・インパクト（原則1に関連）</li> <li>・適格性の決定やインパクトのモニター・検証のために整備するプロセス（原則2に関連）</li> <li>・資金調達する活動・プロジェクト・プログラム・事業主体が達成するインパクト（原則4に関連）</li> </ul>	<p>本PI評価に基づくファイナンスは、本第三者意見の取得・開示により透明性が確保される。また、DICはKPIとして列挙された事項につき、統合報告書及びウェブサイト等で開示していく。当該事項につき、三井住友信託銀行は定期的に達成状況を確認し、必要に応じてヒアリングを行うことで、透明性を確保していく。</p>

#### 4. 原則 4 評価

原則	JCR による確認結果
事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて評価されるべきである。	三井住友信託銀行は、本 PI 評価に基づくファイナンスについて、期待されるインパクトを PIF 第 4 原則に掲げられた 5 要素（①多様性、②有効性、③効率性、④倍率性、⑤追加性）に基づき評価している。JCR は、当該インパクトについて第三者意見を述べるに際し、十分な情報の提供を受けている。

#### V. 結論

以上より、JCR は、本 PI 評価が PIF 原則及びモデル・フレームワークに適合していることを確認した。

(担当) 菊池 理恵子・丸安 洋史

## 本第三者意見に関する重要な説明

### 1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融（PIF）原則への適合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、本 PIF がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、本 PIF によるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。本 PIF における KPI の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

### 2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、国連環境計画金融イニシアティブが策定した以下の原則及びガイドを参照しています。

ポジティブ・インパクト金融原則

資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク

### 3. 信用格付業にかかるとの関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとは異なります。

### 4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

### 5. JCR の第三者性

本 PIF の事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

## ■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であると問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であると問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

## ■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼者の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブのポジティブ・インパクト金融原則への適合性について第三者意見を述べたものです。

事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。

調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

## ■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会に外部評価者としてオブザーバー登録) ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

## ■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示はJCRのホームページ (<http://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。



■本件に関するお問い合わせ先  
情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 **日本格付研究所**

Japan Credit Rating Agency, Ltd.  
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル